

養護学校における高等部の整備

障害児教育教室* 渡部 昭 男

Extension of Upper Secondary Departments of Special Schools for the mentally, physically and healthily Handicapped

Akio WATANABE

1979年度の養護学校教育の義務化は、義務教育修了後の後期中等教育保障においても画期点となった。中学校75条学級卒業者の進学率は1979年の30.3%から1992年の60.5%へ、養護学校中学部卒業者の進学率は義務化で下落し最低率を示した1983年の52.2%から1992年の75.3%へと、ともに毎年2%余りの伸びを見せている。年2%の進学率上昇は、かつての高校全入運動の際の高校進学率の上昇カーブと酷似しており、大いに注目される。

こうした進学率の上昇を支えているのが、養護学校高等部の整備である。養護学校の高等部は、養護学校中学部の卒業者だけでなく、中学校の75条学級及び通常の学級を卒業した障害児をも含めた進学を受け皿となっている。すなわち、1992年3月において、養護学校中学部（卒業者7,212人、進学者5,434人：高校等457人、高等部4,977人）及び中学校75条学級（卒業者9,380人、進学者5,673人：高校等1,684人、高等部3,989人）を卒業した進学者11,107人の内、高等学校等に進学した者は19.3%であり、残る80.7%は高等部（盲・聾学校も含むが、大多数は養護学校高等部）に進学している。さらに、同年に中学校の通常の学級を卒業して高等部に進学した者は934人である。結局のところ、いわゆる「浪人」進学者や盲・聾学校からの進学者を含めると、1992年5月1日現在の養護学校高等部本科1年生の在籍者数は約1万人の合計9,962人となっている。

こうした問題意識から、本稿では、養護学校の高等部について、法制度上の整備経緯並びに全国的及び都道府県別の実際の整備状況を明らかにする。

I. 法制度上の整備

1. 学校教育法の制定

養護学校の高等部は、1947年に公布・施行の学校教育法において、法的な根拠を有する。すなわち、第71条において盲学校、聾学校または養護学校は「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育」を施すことを定め、第72条において小・中学部の他に「幼稚部又は高等部を置くことが

* Department of Special Education, Faculty of Education, Tottori University.

キーワード：障害児，後期中等教育，進学，養護学校高等部，重複障害学級，条件整備，格差

できる」と規定されている¹⁾。

戦前から一定の学校数が整備されていた盲学校及び聾学校に関しては、小・中学部の義務制が1948年度から学年進行で実施され、従来の職業教育の蓄積の上に高等部教育も義務教育に並行して整備された。

しかし、養護学校に関しては、養護学校そのものの設置から開始しなければならない状態であった。確かに戦前においても、養護学校に類する学校は存在した。しかし、1932（昭和7）年創設の東京市立光明学校（最初の肢体不自由校）も、1940（昭和15）年創設の大阪市立思斉学校（最初の精神薄弱校）も小学校に類する各種学校として発足している。そして、1941年の「国民学校令施行規則第53条ノ規定ニ依ル学級又ハ学校ノ編制ニ関スル規程」によって国民学校として養護学校の編制が可能になったことから、1942年にそれぞれ国民学校となっている。戦後においても、養護学校が法律に規定されたとはいえ当初は義務制の学校として認可されない不利益から、大阪市立思斉小・中学校、東京都立青鳥中学校、東京都立光明小・中学校など、実質上は障害児の学校であっても養護学校を名乗らない場合も少なくなかった。

1949年度に初めて私立の養護学校（身体虚弱児対象、千葉県）が認可された後、養護学校もようやく整備され始めるが、養護学校の整備が進むのは1956年の「公立養護学校整備特別措置法」によって、他の公立義務教育諸学校と同様に公立養護学校に対して国庫による負担または補助の道が講じられて以降である。このような中、都立青鳥中学校は1957年に青鳥養護学校となる。その際、同校の「職業補導部」が高等部に改組された²⁾のが、公立養護学校において認可された高等部の最初と推定される（ただし、これより先に北海道の私立養護学校に1953年度より高等部が認可されている³⁾）。

2. 財政的な裏付け

高等部への財政的な裏付けは、義務教育でないという理由から、養護学校ばかりでなく盲・聾学校においても義務教育段階の小・中学部より遅れている。

盲・聾学校において、義務教育段階の小・中学部に関しては、義務制が学年進行で開始された1948年度から建物の新增築について補助（補助率2分の1）が開始されている。さらに、1952年に公布された「義務教育費国庫負担法」により、1953年度から小・中学部に関する教職員給与費（負担率2分の1）及び教材費の国庫負担が始まる。盲・聾学校において、高等部の建物の新增築について国庫補助（補助率2分の1）が開始されたのは、1962年度を待ってである。

養護学校に関しては、先に述べた1956年の「公立養護学校整備特別措置法」によって、小・中学部に関する建物の新增築（負担率2分の1）、教職員給与費（負担率2分の1）、教材費の国庫負担等が開始されるとともに、高等部を含めて危険建物の改築事業（補助率3分の1）について国庫補助も始まった（これより先にも単年度の補助があった年度はある）。なお、養護学校の高等部の建物の新增築について国庫補助（補助率2分の1）が開始されたのは、1965年度からである。

ところで、延期されてきた養護学校の義務化について、1973年に「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」が公布され、1979年度から実施される運びとなった。これに先立ち、文部省は養護学校の拡充を含む「特殊教育拡充整備計画」（1972年度から7か年計画）を策定している。財政的にも、1972年度には養護学校未設置県における養護学校の新設に関して補助率が3分の2に引き上げられ、政令公布の1973年度からは既設置県の新設養護学校、1977年度からは政令指定都市の設置する養護学校の新増築についても補助率が3分の2に引き上げられている。実際、この施策によって1972年度から養護学校は急増設され始

めている(ただし、3分の2の補助率は1986年度から元にもどされた)。

1982年に出された特殊教育研究調査協力者会議の報告「心身障害児に係る早期教育及び後期中等教育の在り方」は、障害児のための後期中等教育の充実を提言している。しかし、これを受ける形で高等部の新增築の補助率を義務教育並の3分の2に引き上げるという措置は行われていない。

3. 学級編制及び教職員定数

学級編制に関して、盲学校及び聾学校については、1948年の学校教育法施行規則の一部改正で「盲学校及び聾学校の小学部又は中学部の1学級の児童又は生徒の数は、10人以下を標準とし、高等部の同時に授業を受ける1学級の生徒数は、15人以下を標準とする」(第73条の6)とされた。

養護学校については、1957年の学校教育法施行規則の一部改正によって、小・中学部とともに高等部も15人以下とされた。

1958年には「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下、義務標準法)が制定され、1959年度から5か年計画で実施された。義務標準法によって、盲・聾学校の小・中学部の学級編制は10人が標準となった。この後、義務標準法は5回の改善が行われている。すなわち、1964年度からの第二次5か年計画で、養護学校の小・中学部が加えられている。1969年度からの第三次5か年計画では、盲・聾・養護学校の小・中学部の学級編制標準は8人(新しく重複障害学級の5人も規定)に改善されている。1974年度からの第四次5か年計画では盲・聾・養護学校に関しては特に改善はなく、1980年度からの第五次12か年計画では小・中学部の学級標準編制は7人(重複障害学級は3人)に改善されている。そして、1993年度からの第六次6か年計画によって、小・中学部の学級標準編制は6人(重複障害学級は改善なし)に改善中である。

これに対して、高等部に関しては、1961年に「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(以下、高校標準法)が制定され、1967年度からの第二次5か年計画において新たに盲・聾・養護学校の高等部が加えられ、学級編制標準は10人とされた。1974年度からの第三次5か年計画では、高等部にも重複障害学級が認められ、学級編制標準は5人とされた。1980年度からの第四次12か年計画では、高等部の学級編制標準は9人(重複障害学級は3人)に改善された。1993年度からの第五次6か年計画では、高等部の学級標準編制は8人に改善中である。

高等部の教職員定数に関しては、1967年度からの高校標準法の第二次改正では、基礎的に必要な教諭等の数を生徒5人に教諭1人の割合とし、専門教育を主とする学科並びに養護学校高等部(専門教育を主とする学科のみを置くものを除く)ごとに2人の教員の加算と実習助手2人、高等部ごとに事務職員2人、肢体不自由校の高等部ごとに機能訓練の教員1人、高等部単独校の場合はさらに養護教諭等1人とされた。

1974年度からの高校標準法の第三次改正では、重複障害の場合は1人を生徒数2人に換算して教諭等の基礎数を算出すること、養護・訓練の担当教員を高等部ごとに生徒数に応じて最低1人(肢体不自由校は2人)配置すること、寄宿舎を置く学校に寄宿生の人数の増加に応じて舎監の教員を加算することとされた。

1980年度からの高校標準法の第四次改正では、教諭等の基礎数及び養護・訓練担当教員の算定を従来の生徒数によるものから高等部においても小・中学部のように学級数に基づいて行われることとなった。教職員定数の改善に関しては、職業教育の充実を図るために、盲学校高等部の保健医療科、聾学校高等部の産業工芸科、被服科、理容科または美容科、養護学校高等部(普通科のみを置く)に対して、学科に1人ずつ教諭等を加配することとされた。また、6学級以上の高等部単独校

にも教頭1人を認める等の改善がなされた。

1993年度からの高校標準法の第五次改正では、30学級以上の学校に教頭及び養護教諭等を複数配置すること、高等部の学級数が6学級以上の学校に生徒指導担当教員を1人加配すること、養護学校高等部で専門教育を主とする学科のみを置く学校に職業関係専門教員を1人加配することなどとされている。

4. 就学奨励

就学奨励に関しては、1954年に「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」が制定された。しかし、1954年度は盲・聾学校の小学部全学年及び中学部1年生のみに限定されていた(中学部に関しては義務制の学年進行とともに実施)。その後、1956年の改正により、養護学校の小・中学部及び盲・聾・養護学校の高等部にも適用対象が拡大された。

高等部に関する補助対象経費の区分を開始年度の早い順に記すと、教科用図書購入費(1956年度～、法律補助経費)、学校給食費(1958年度～、法律補助経費)、通学費及び帰省費の本人経費(1959年度～、法律補助経費)、寄宿舎居住に伴う経費の内の寝具購入費・日用品等購入費(1960年度～、法律補助経費)、同じく食費(1961年度～、法律補助経費)、修学旅行費の本人経費(1962年度～、法律補助経費)、学用品購入費(1967年度～、予算補助経費)、職場実習費(1970年度～、予算補助経費)、校外活動費(1976年度～、予算補助経費)、通学用品購入費(1977年度～、予算補助経費)、通学費及び帰省費の付添人(肢体不自由校生徒及びその他の学校の重度・重複障害児の付添人)経費(1981年度～、予算補助経費)、交流学習費(1989年度～、予算補助経費)、宿泊生活訓練費(1990年度～、予算補助経費)、修学旅行費の付添人(肢体不自由校生徒及びその他の学校の重度・重複障害児の付添人)経費(1991年度～、予算補助経費)、新入学生徒学用品費等(1993年度～、予算補助経費)である。高等部についても義務教育並に就学奨励が認められ、拡大されていることが分かる。

5. 学習指導要領

盲学校及び聾学校に関しては、学習指導要領小学部・中学部一般編が1957年に文部事務次官通達において定められたのが最初である(その後、1964年に盲学校及び聾学校学習指導要領小学部編が、1965年に同中学部編が文部省告示により制定され、今日まで何度かの改訂を経ている)。高等部については、1961年に高等部学習指導要領一般編が文部事務次官通達により定められた後、1966年に盲学校及び聾学校学習指導要領高等部編として文部省告示により制定されている。

養護学校に関しては、1963年に養護学校小学部・中学部学習指導要領精神薄弱教育編並びに養護学校小学部学習指導要領肢体不自由教育編及び病弱教育編が、1964年に養護学校中学部学習指導要領肢体不自由教育編及び病弱教育編が定められたのが最初である(1971年には、文部省告示により改訂・制定)。高等部については、盲・聾学校と併せて特殊教育諸学校高等部学習指導要領として1972年に文部省告示により制定されている。この高等部学習指導要領においては、小・中学部と同様に「養護・訓練」の領域が設けられ、また重複障害児の教育課程編成上の特例も定められた。

その後、盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領として1979年及び1989年の2回に渡り改訂されている。最新の1989年改訂の高等部学習指導要領は、今まで以上に高等部での職業教育の重視を打ち出しており、1994年度から学年進行で施行される予定である。

なお、高等部における訪問教育については、学校教育法施行規則には規定があるものの、学習指導要領での整備が遅れている(小・中学部の訪問教育に関しては、既に1979年の改訂の際に学習指

導要領にも明記されている)。

II. 高等部の設置状況

1. 全国的状況 (表1)

盲・聾・養護学校の学校数、高等部設置校数及び設置校率の推移を、表1に示した。使用した統計は、文部省『学校基本調査報告書』(1951年度版～1992年度版)及び文部省初等中等教育局特殊教育課『特殊教育資料』(1963年度版～1992年度版)である。

学校数は、『学校基本調査報告書』(各年度版)に記載されている。文部省著作の『特殊教育百年史』(東洋館出版, 1978年)には、教育統計として「盲・聾・養護学校数の推移」が掲載されているが、『学校基本調査報告書』と相違している年度がある。文部省の公式な数字は『学校基本調査報告書』であることから、『学校基本調査報告書』の学校数を採用した。なお、1950年度以前に関しては、『文部省年報』の統計をも踏まえた文部省大臣官房調査統計課監修・全国教育調査研究協会編集『戦後30年 学校教育統計総覧』(ぎょうせい, 1980年)の「表1 学校種別学校数」で補った。また、養護学校の障害種別の内訳に関しては、『特殊教育資料』の「盲・聾・養護学校数の推移一・公・私立計一」によった(明らかに誤植と思われる数字に関して特殊教育課企画調査係に照会・確認の上で修正し、採用した)。

高等部設置校数は、1951年度、1959年度及び1967年度以降は『学校基本調査報告書』(各年度版)に掲載されている。しかし、養護学校の障害種別の内訳に関しては『学校基本調査報告書』には掲載されておらず、『特殊教育資料』で補足した(1964～1970年度版及び1977年度版以降の『特殊教育資料』には、養護学校の障害種別の内訳を含めて掲載されている)。ただし、1978年度版以前の各年度版『特殊教育資料』の養護学校数(合計)は、先に採用した『学校基本調査報告書』の養護学校数と相違している。そこで、盲・聾・養護学校(合計)の1964～1966年度、養護学校の障害種別の内訳の1964～1978年度については、参考資料として掲載するにとどめた。

設置校率は、盲・聾・養護学校(合計)については、『学校基本調査報告書』で高等部設置校数が確認できた1951年度、1959年度及び1967年度以降を算出した。養護学校の障害種別の内訳については、先に採用した学校数と相違がなく、かつ『特殊教育資料』で高等部設置校数が確認できた1979年度以降を算出した。

[盲学校]

盲学校は、戦前に既に設置が進んでおり、戦後は学校教育法施行前の1946年度を除いて一貫して70校台であり、早くから高原状態を示している。

高等部も整備が進んでおり、1951年度には76校中の既に59校(設置校率77.6%)に設置されており、1959年度には76校中の64校(84.2%)と設置校率が80%を越えていた。1967年度以降は、一貫して60校台の高等部設置であり、設置校率も80%台を維持している。ただし、学校数及び設置校数は1974～76年度に77校及び64校に達した後は漸減している。1992年度において、学校数は70校、設置校数は60校、設置校率は85.7%である。

[聾学校]

盲学校とともに学校教育法施行の翌1948年度より小学部1年生から学年進行で義務化が進められた聾学校は、学校数が1948年度の64校から次第に増加し、義務化が完了した1956年度には99校とほぼ1.5倍となっている。翌1957年度に100校台に達して以降は、ほぼ高原状態を示している。

表1. 盲・聾・養護学校の学校数, 高等部設置校数及び設置校率の推移

年 度	盲 学 校			聾 学 校			養 護 学 校			精神薄弱			肢体不自由			病 弱		
	学 校 数	設 置 校	設 置 率															
1946	校	校	%	校	校	%	校	校	%	校	校	%	校	校	%	校	校	%
1946	90			63			—	—		—	—		—	—		—	—	
1947	73			64			—	—		—	—		—	—		—	—	
1948	74			64			—	—		—	—		—	—		—	—	
1949	74			78			1	—		—	—		—	—		1	—	
1950	76			82			3	—		1	—		—	—		2	—	
1951	76	59	77.6	84	60	71.4	3	—	—	1	—		—	—		2	—	
1952	77			86			3	—		1	—		—	—		2	—	
1953	78			92			5	—		1	(1)		1	—		3	—	
1954	77			96			5	—		1	—		1	—		3	—	
1955	77			99			5	—		1	—		1	—		3	—	
1956	77			99			10	—		2	—		4	—		4	—	
1957	76			101			19	—		8	*		5	—		6	—	
1958	76			103			26	—		9	—		9	—		8	—	
1959	76	64	84.2	102	71	69.6	38	2	5.3	14	—		13	—		11	—	
1960	76			103			46	—		18	—		16	—		12	—	
1961	76			103			64	—		25	—		22	—		17	—	
1962	78			105			86	—		30	—		33	—		23	—	
1963	77			105			107	—		36	—		43	—		28	—	
1964	77	65	—	106	80	—	126	18	—	44	8	—	50	9	—	32	1	—
1965	77	65	—	107	80	—	151	24	—	58	11	—	59	12	—	34	1	—
1966	77	65	—	108	82	—	168	35	—	65	16	—	68	18	—	35	1	—
1967	75	63	84.0	107	82	76.6	192	42	21.9	72	11	—	82	18	—	38	—	
1968	75	63	84.0	107	81	75.7	206	53	25.7	77	13	—	90	28	—	39	—	
1969	75	63	84.0	107	81	75.7	224	64	28.6	89	17	—	95	33	—	40	—	
1970	75	63	84.0	108	79	73.1	234	76	32.5	96	20	—	98	39	—	40	1	
1971	75	63	84.0	108	79	73.1	255	90	35.3	111	—	—	102	—	—	42	—	
1972	75	63	84.0	108	76	70.4	276	109	39.5	122	—	—	105	—	—	49	—	
1973	76	62	81.6	108	73	67.6	316	121	38.3	154	—	—	110	—	—	52	—	
1974	77	64	83.1	107	75	70.1	368	153	41.6	187	—	—	119	—	—	62	—	
1975	77	64	83.1	107	75	70.1	393	171	43.5	201	—	—	122	—	—	70	—	
1976	77	64	83.1	107	75	70.1	419	193	46.1	221	—	—	126	—	—	72	—	
1977	76	62	81.6	107	75	70.1	452	211	46.7	243	113	—	132	82	—	77	17	
1978	73	62	84.9	110	75	68.2	502	232	46.2	282	130	—	139	85	—	81	20	
1979	73	62	84.9	110	75	68.2	654	263	40.2	400	152	38.0	158	91	57.6	96	20	20.8
1980	73	62	84.9	110	75	68.2	677	318	47.0	414	195	47.1	168	101	60.1	95	22	23.2
1981	72	61	84.7	110	78	70.9	695	345	49.6	428	215	50.2	175	105	60.0	92	24	26.1
1982	72	61	84.7	110	78	70.9	700	359	51.3	431	225	52.2	174	106	60.9	95	28	29.5
1983	72	61	84.7	110	78	70.9	713	372	52.2	437	233	53.3	181	112	61.9	95	27	28.4
1984	72	61	84.7	110	78	70.9	720	386	53.6	442	245	55.4	184	114	62.0	94	27	28.7
1985	72	61	84.7	107	75	70.1	733	402	54.8	453	256	56.5	185	118	63.8	95	28	29.5
1986	70	61	87.1	107	75	70.1	741	420	56.7	460	269	58.5	186	121	65.1	95	30	31.6
1987	70	60	85.7	107	75	70.1	747	434	58.1	466	281	60.3	185	123	66.5	96	30	31.3
1988	70	60	85.7	107	75	70.1	754	445	59.0	472	291	61.7	186	123	66.1	96	31	32.3
1989	70	60	85.7	108	75	69.4	760	462	60.8	475	305	64.2	188	125	66.5	97	32	33.0
1990	70	60	85.7	108	75	69.4	769	478	62.2	482	318	66.0	188	125	66.5	99	35	35.4
1991	70	60	85.7	107	71	66.4	783	496	63.3	493	336	68.2	193	127	65.8	97	33	34.0
1992	70	60	85.7	107	72	67.3	786	512	65.1	498	345	69.3	191	130	68.1	97	37	38.1

注1) 盲・聾・養護学校(合計)に関しては『学校基本調査報告書』より作成。『学校基本調査報告書』には、高等部設置校数は1951年度、1959年度及び1967年度以降に掲載されている。

2) 養護学校の障害種別の内訳及び合計の1964～66年度の高等部設置校数は『特殊教育資料』より補足して作成。ただし、1978年度以前は、当該年度版と『特殊教育資料(平成4年度)』に掲載されている「盲・聾・養護学校数の推移」の学校数とが相違する(障害種別の重なる学校を重複カウントしていた為と推測される)ことから、学校数には平成4年度版の数字を記載し、設置校数は各年度版の数字を掲げた(従って、設置率は算出してない)。1963年度及び1971～76年度は『特殊教育資料』にもデータがない。1962年度以前は『特殊教育資料』そのものが不明。

3) 国公私立の総計で、分校を含めた数である。

4) 1953年度の(1)は北海道の私立養護学校に、1957年度の*は都立青島養護学校に高等部が認可されたことを示す。

高等部も学校増設とともに進められたと推測され、1951年度には84校中の既に60校(71.4%)に設置されており、1959年度には高等部設置校は11校増えて71校となっている(ただし、設置校率は低下して69.6%)。1967~69年度は高等部設置校は80校台であったものの、1970年度以降は70校台で推移しており、設置校率も70%前後となっている。1992年度において、学校数は107校、設置校数は72校、設置校率は67.3%である。

[養護学校]

学校教育法に定める養護学校として初めて認可されたのは、既に述べたように1949年であった。学校そのものの整備の進展が戦後になってからであった点が、盲・聾学校と大きく異なる点がある。「公立養護学校整備特別措置法」が公布された1956年には、未だわずかに10校という状況であった。その後の増設数を示すと、1956~57年度：9校、1957~58年度：7校、1958~59年度：12校、1959~60年度：8校、1960~61年度：18校、1961~62年度：22校、1962~63年度：21校、1963~64年度：19校、1964~65年度：25校、1965~66年度：17校、1966~67年度：24校、1967~68年度：14校、1968~69年度：18校、1969~70年度：10校、1970~71年度：21校、1971~72年度：21校、1972~73年度：40校、1973~74年度：52校、1974~75年度：25校、1975~76年度：26校、1976~77年度：33校、1977~78年度：50校、1978~79年度：152校、1979~80年度：23校、1980~81年度：18校、1981~82年度：5校、1982~83年度：13校、1983~84年度：7校、1984~85年度：13校、1985~86年度：8校、1986~87年度：6校、1987~88年度：7校、1988~89年度：6校、1989~90年度：9校、1990~91年度：14校、1991~92年度：3校である。養護学校教育の義務化直前の1978~79年度が一挙に152校の増設と最も多く、次いで1973~74年度の52校、1977~78年度の50校、1972~73年度の40校の順に多かった。

高等部に関しては、学校そのものの設置が遅れたこともあって、盲・聾学校よりも整備がさらに遅れている。養護学校の高等部として最初に学校基本調査に現れるのは、既に述べたように1953年度からである。1959年度には、養護学校38校中の2校(5.3%)に高等部が設置されていた。その後、養護学校高等部の建物の新增設について国庫補助が開始された1965年度以降、次第に整備が進められたものと推測される。

『学校基本調査報告書』で確認できる1967年度以降についてみると、その増設数(高等部増設数/学校増設数一再掲)は、1967~68年度：11/14校、1968~69年度：11/18校、1969~70年度：12/10校、1970~71年度：14/21校、1971~72年度：19/21校、1972~73年度：12/40校、1973~74年度：32/52校、1974~75年度：18/25校、1975~76年度：22/26校、1976~77年度：18/33校、1977~78年度：21/50校、1978~79年度31/152校、1979~80年度：55/23校、1980~81年度：27/18校、1981~82年度：14/5校、1982~83年度：13/13校、1983~84年度：14/7校、1984~85年度：16/13校、1985~86年度：18/8校、1986~87年度：14/6校、1987~88年度：11/7校、1988~89年度：17/6校、1989~90年度：16/9校、1990~91年度：18/14校、1991~92年度：16/3校である。養護学校教育の義務化の翌年度の1979~80年度が55校の増設と最も多く、次いで1973~74年度の32校、1978~79年度の31校、1980~81年度の27校、1975~76年度の22校の順に多かった。養護学校の義務化以前は高等部増設数よりも養護学校増設数の方が多かったが、義務化以降は逆に、養護学校増設数よりも高等部増設数の方が多い状況を呈している。引き続き現在も、養護学校の高等部は増設傾向にある。

高等部の設置校率は、1967年度の21.9%(192校中42校)から次第に上昇して、1977年度に46.7%(452校中211校)に一旦達した後、翌々年の1979年度には40.2%(654校中263校)まで落ちてから、

表 2-1. 都道府県別の養護学校高等部の設置状況 (1977~92年度)

年度	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
盲学校	62/76	62/73	62/73	62/73	61/72	61/72	61/72	61/72	61/72	61/70	60/70	60/70	60/70	60/70	60/70	60/70
聾学校	75/107	75/110	75/110	75/110	78/110	78/110	78/110	78/110	75/107	75/107	75/107	75/107	75/108	75/108	71/107	72/107
養護学校	212/454	235/504	263/654	318/677	345/695	359/700	372/713	386/720	402/733	420/741	434/747	445/754	462/760	478/769	496/783	512/786
精薄	113/244	130/283	152/400	195/414	215/428	225/431	233/437	245/442	256/453	269/460	281/466	291/472	305/475	318/482	336/493	345/498
肢体	82/132	85/139	91/158	101/168	105/175	106/174	112/181	114/184	118/185	121/186	123/185	123/186	125/188	125/188	127/193	130/191
病弱	15/78	20/82	20/96	22/95	24/92	28/95	27/95	27/94	28/95	30/95	30/96	31/96	32/97	35/99	33/97	37/97
養護学校																
北海道	6/13	7/16	7/30	7/30	8/33	8/33	9/37	11/39	11/42	11/42	11/42	11/42	11/42	12/43	13/44	14/42
青森	2/14	2/14	2/14	5/14	7/15	7/15	7/15	7/15	7/15	7/15	7/15	7/15	8/15	9/15	9/15	9/15
岩手	3/8	4/10	4/13	4/13	4/16	4/16	4/16	4/16	4/16	5/16	5/16	5/16	6/16	7/16	7/16	7/16
宮城	4/9	4/11	4/14	4/15	4/15	4/16	4/16	4/16	4/17	4/17	4/16	6/17	9/18	10/18	11/18	12/18
秋田	2/9	2/8	3/11	3/10	3/10	3/10	3/10	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	5/10	6/11
山形	2/5	2/5	2/7	2/7	2/7	2/7	2/7	3/8	3/8	4/9	4/8	4/8	4/8	4/8	4/8	4/8
福島	2/9	3/14	3/16	3/16	3/16	4/16	4/17	4/17	4/17	4/17	5/18	5/18	5/18	5/19	6/19	7/19
茨城	4/7	5/7	5/13	8/13	9/13	9/14	10/14	10/15	11/16	12/16	14/18	14/18	14/18	14/18	14/18	15/18
栃木	3/5	3/6	4/8	5/8	5/10	5/10	5/12	5/12	5/13	5/13	5/13	5/13	5/13	5/13	5/13	5/13
群馬	2/12	2/12	2/15	3/17	4/17	4/17	5/17	5/17	5/18	5/18	6/19	6/18	6/18	6/18	6/18	7/18
埼玉	6/13	6/15	10/18	17/20	20/21	20/21	20/23	20/24	22/25	23/26	24/27	25/28	27/29	28/30	29/31	29/31
千葉	9/15	9/17	14/22	18/24	22/26	24/26	24/26	24/26	25/26	25/26	25/26	27/28	28/29	28/29	30/30	29/30
東京	19/37	23/39	25/42	28/44	28/44	28/43	29/45	29/45	31/46	33/47	34/48	34/48	34/49	35/50	35/51	36/53
神奈川	10/22	12/24	15/28	19/30	22/31	23/33	23/33	24/34	24/34	24/35	24/35	24/35	24/35	24/35	24/35	24/35
新潟	3/8	4/11	4/19	4/20	4/20	4/20	5/20	6/20	6/20	6/20	6/20	6/20	6/20	6/20	7/20	8/20
富山	3/6	4/7	4/10	5/10	5/10	5/11	5/11	5/11	5/11	5/11	5/11	5/11	5/11	5/11	5/11	5/11
石川	5/8	6/8	6/13	7/13	8/13	8/13	8/13	8/13	9/13	9/13	9/13	9/13	9/13	9/13	9/13	9/13
福井	3/5	3/5	4/10	4/10	3/10	3/10	3/10	3/10	3/10	4/10	4/10	4/10	4/10	5/10	5/10	5/10
山梨	3/5	4/5	4/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6
長野	4/7	4/7	6/8	6/8	7/9	8/9	8/10	8/10	9/11	9/11	9/11	11/12	12/13	12/13	13/14	13/14
岐阜	1/4	1/6	1/9	3/11	3/11	4/11	4/11	5/11	5/11	6/12	6/12	6/12	6/12	7/12	8/12	8/12
静岡	3/8	3/9	3/14	4/15	6/15	7/15	9/15	9/15	9/15	9/16	10/16	10/16	10/16	10/18	12/18	13/18
愛知	10/11	11/13	13/15	15/16	16/16	16/17	17/17	17/17	18/19	18/19	18/19	19/19	19/19	19/19	19/19	20/20
三重	2/5	2/6	2/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	6/9	6/10	7/11	8/11	9/15	9/15
滋賀	2/5	2/6	3/9	4/9	5/9	7/9	7/9	7/9	7/9	7/9	7/9	7/9	7/9	7/9	8/10	8/10

京都	7/10	*9/11	9/12	9/14	*10/15	10/15	10/16	*11/17	11/17	*13/18	13/18	13/18	13/18	13/18	13/18	13/18	13/18
大阪	15/25	*17/27	*19/28	*20/29	*21/29	21/29	*22/30	22/30	*23/31	23/31	*24/31	24/31	24/*32	24/32	24/32	24/*33	24/33
兵庫	11/25	*12/28	*13/32	*15/33	*17/33	17/33	*18/32	*19/32	*20/32	*22/32	*23/32	23/32	23/32	*24/33	*25/33	*26/33	26/33
奈良	4/5	*5/6	5/6	*6/8	6/8	6/8	6/8	6/8	6/8	6/8	*7/9	7/9	7/9	7/9	7/9	7/9	7/9
和歌山	4/5	4/5	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	*5/7	5/7	5/7	5/7	*6/8	*7/9	*8/9	8/9
鳥取	1/7	1/7	*2/7	2/7	2/7	2/7	2/7	2/7	2/7	*3/8	3/8	3/8	3/8	*5/7	5/7	5/7	5/7
島根	1/5	1/5	1/8	1/8	1/8	1/8	1/8	*3/8	*4/8	4/8	4/8	4/8	*5/8	5/8	5/8	*6/8	6/8
岡山	5/6	5/6	5/6	5/6	5/8	5/8	5/8	5/8	*6/9	6/9	*8/9	8/9	8/9	8/9	8/9	8/9	*10/10
広島	5/7	*6/8	-5/10	*8/10	*9/12	9/12	9/12	9/12	9/12	*11/12	11/12	*12/13	12/13	12/13	12/13	12/13	12/13
山口	2/4	2/4	*3/12	*4/12	4/12	4/12	4/12	4/12	4/12	*5/11	5/11	*6/11	*8/11	8/11	8/11	8/11	8/11
徳島	4/5	4/5	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	*5/6	5/6	5/6	5/6	*6/7	6/7	*7/8	7/8	7/8	7/8
香川	3/6	3/6	3/7	*4/7	*5/7	5/7	5/7	5/7	*6/8	6/8	6/8	6/8	6/8	6/8	6/8	6/8	*7/8
愛媛	3/5	3/6	3/14	3/14	3/14	3/14	3/14	3/14	3/14	3/14	3/14	3/14	3/14	3/14	3/14	3/14	3/14
高知	7/9	*8/9	-7/11	*8/11	8/11	8/11	*9/11	9/11	9/11	9/11	9/11	-8/11	8/11	8/11	8/11	8/11	8/11
福岡	8/21	8/22	*9/29	*11/28	11/28	*13/29	*15/29	*17/29	17/29	*18/28	*19/29	19/29	*20/30	*21/30	21/30	*22/30	22/30
佐賀	2/3	2/4	*3/5	*4/5	4/5	4/5	4/5	4/5	4/5	4/5	4/5	4/5	4/5	4/5	4/5	4/5	4/5
長崎	3/9	3/11	3/15	3/15	3/16	*4/15	4/15	4/15	4/15	4/15	4/15	4/15	4/15	4/15	4/15	*5/15	5/15
熊本	2/12	2/13	2/16	2/16	2/16	*3/16	3/16	3/16	*4/16	4/16	4/16	4/16	4/16	*6/15	*7/15	7/15	7/15
大分	4/15	4/15	4/16	4/16	4/16	4/16	4/16	4/16	4/16	4/16	4/16	4/16	4/16	4/16	4/16	4/16	4/16
宮崎	3/4	3/9	3/10	3/10	3/10	3/10	3/10	3/10	3/10	3/10	3/10	3/10	3/10	3/10	3/10	3/10	3/10
鹿児島	2/7	2/8	2/13	*4/14	*5/14	5/14	5/14	5/14	*6/14	6/14	6/14	6/14	6/14	*7/14	7/14	*8/14	8/14
沖縄	3/9	3/9	*4/12	*6/14	6/14	6/12	*7/12	7/12	7/12	7/12	7/12	7/12	*8/14	*9/14	9/14	*10/15	10/15
増加校数		23/50	28/150	55/23	27/18	14/5	13/13	14/7	16/13	18/8	14/6	11/7	17/6	16/9	18/14	16/3	16/3
*印の県		17/28	17/43	27/16	18/11	11/6	11/8	10/6	15/12	14/9	12/8	8/9	12/7	15/7	18/11	15/4	15/4
-印の県		/1	2/	/2	1/1	/2	/1	/2	/1	/3	1/3	/2	/	/	/	1/1	1/1

注1) 『特殊教育資料』各年度版より作成(なお、1977・78年度は養護学校の合計数が『学校基本調査報告書』と相違している)。

- 2) 高等部設置校数/養護学校合計数で表示した(単位:校)。
- 3) 前年度に比して増加している場合に「*」印,減少している場合に「-」印を付した。
- 4) 「増加校数」は,高等部増加校数/養護学校増加校数で表示した(単位:校)。
- 5) 「*印の県」は,高等部増加都道府県数/養護学校増加都道府県数で表示した(単位:都道府県)。
- 6) 「-印の県」は,高等部減少都道府県数/養護学校減少都道府県数で表示した(単位:都道府県)。
- 7) 『罫線』は、『特殊教育資料』と『学校基本調査報告書』とでデータが接続しないことを示している。

再度上昇して1992年度には65.1%（786校中512校）となっている。盲・聾・養護学校の中で養護学校の高等部設置校率が最も低く、1992年度で盲学校とは20%もの開きがある。

[養護学校の障害種別]

養護学校を障害種別でみると、学校数は精神薄弱校が最も多く、次いで肢体不自由校、病弱校となっている。

精神薄弱校は、養護学校教育の義務化の1979年度に282校から400校へと118校もが急増され、引き続き増設傾向にあり、間もなく500校台に達するものと予測される。高等部設置校数は、1979～92年度において、152校から345校へと2倍強に増えている（高等部増設校数193校／学校増設校数98校）。設置校率は1979年度の38.0%（400校中152校）から、肢体不自由校を追い越して1992年度には69.3%（498校中345校）となっている。

肢体不自由校は、養護学校教育の義務化の1979年度に139校から158校へと19校増設されたのを最高に、毎年数校ずつ整備が進められている。しかし、1991年度の193校から1992年度には191校へと初めて減少に転じている。高等部設置校数は、1979～92年度において、91校から130校へと39校（／学校増設校数33校）増えている。設置校率は1979年度の57.6%（158校中91校）から、1992年度には68.1%（191校中130校）となっている。

病弱校は、養護学校教育の義務化の1979年度に81校から96校へと15校増設された後、それ以降は90校台で高原状態を示している。高等部設置校数は、1979～92年度において、20校から37校へと17校（／学校増設校数1校）増えている。設置校率は養護学校の中で最も低く、1979年度の20.8%（96校中20校）から、1992年度には38.1%（97校中37校）となっている。

2. 都道府県別の状況（表2-1, 表2-2, 図1, 図2-1, 図2-2）

（1）高等部の設置推移

都道府県別の高等部の設置状況は、『学校基本調査報告書』には掲載されておらず、『特殊教育資料』から知ることができる。表2-1に、都道府県別の養護学校高等部の設置状況の推移（1977～92年度）を示した。『特殊教育資料』（1977～1992年度版）の数字の内、1977年度及び1978年度については、養護学校の合計数が表1に掲げた学校数と異なる。障害種別の重なる養護学校をダブルカウントしたために生じた誤差と推測されるが、1977年度に関しては精神薄弱校244校（表1の243校より+1校）、肢体不自由校132校、病弱校78校（表1の77校より+1校）、合計454校（表1では452校）と合計で2校多く、1978年度に関しては精神薄弱校283校（表1の282校より+1校）、肢体不自由校139校、病弱校82校（表1の81校より+1校）、合計504校（表1では502校）と合計で2校多くなっている。いずれの県が相違しているのか確定できないが、養護学校教育の義務化以前にできるだけ遡る意味から、ここではそれぞれ2校の誤差のあることを前提にデータとして採用した。

[年度毎の高等部の増設状況]（表2-1）

養護学校数及び高等部設置校数の増加校数（高等部増加校数／養護学校増加校数で表示）及び増都道府県数（表2-1の*印：高等部増設都道府県数／養護学校増設都道府県数で表示）をみると、1977～78年度：23／50校（表1では21／50校）・17／28都道府県、1978～79年度：28／150校（表1では31／152校）・17／43都道府県、1979～80年度：55／23校・27／16都道府県、1980～81年度：27／18校・18／11道府県、1981～82年度：14／5校・11／6県、1982～83年度：13／13校・11／8都道府県、1983～84年度：14／7校・10／6道府県、1984～85年度：16／13校・15／12都道府県、1985～86年度：18／8校・14／9都道府県、1986～87年度：14／6校・12／8都道府県、1987～88年度：11／7

校・8/9県, 1988~89年度: 17/6校・12/7都府県, 1989~90年度: 16/9校・15/7都道府県, 1990~91年度: 18/14校・18/11都道府県, 1991~92年度: 16/3校・15/4都道府県である。養護学校義務化以降は, 高等部増設が養護学校増設を上回っている。養護学校を増設して義務化の準備を行うことに忙しかった各地方公共団体が, 義務化後は高等部の増設に努めていることが分かる。

[高等部の設置状況の格差] (表2-2, 図1)

しかし, 都道府県によって高等部の増設速度及び設置校率に格差が存在している。表2-1を分かりやすくするために, 1977年度・1982年度・1987年度・1992年度の5年間隔で推移をみたのが表2-2である。また, 表2-2のデータの内, 都道府県別の養護学校高等部の設置校率の推移を視覚的に分かりやすいように図示したのが, 図1である。

1992年度の高等部設置校率をみると, 最低は愛媛県の21.4%から最高は愛知県の100.0%という格差が存在する。1992年度高等部設置校率を基準に, ①設置校率100%以下~80%以上, ②80%未満~全国平均値(65.1%)以上, ③全国平均値未満~40%以上, ④40%未満の4グループに分けた。①グループは高等部設置校率の高い順から愛知県, 千葉県, 埼玉県, 長野県, 広島県, 和歌山県, 徳島県, 香川県, 茨城県, 山梨県, 滋賀県, 岡山県, 佐賀県の13県(27.7%), ②グループは兵庫県, 奈良県, 島根県, 福岡県, 大阪府, 山口県, 高知県, 静岡県, 京都府, 鳥取県, 石川県, 神奈川県, 東京都, 宮城県, 岐阜県, 沖縄県の16都府県(34.0%), ③グループは青森県, 三重県, 鹿児島県, 秋田県, 山形県, 福井県, 熊本県, 富山県, 岩手県, 新潟県の10県(21.3%), ④グループは群馬県, 栃木県, 福島県, 北海道, 長崎県, 宮崎県, 大分県, 愛媛県の8道県(17.0%)であった。

[高等部の設置校率の推移]

養護学校義務化以前の1977年度(ただし, 養護学校合計で2校の誤差があり統計としては接続していないことに留意のこと)にどのグループに属していたかを, 参考として遡ってみた。

①グループの13県の中で, 15年前も高等部設置校率が80%以上(①→①グループ)であったのは愛知県(15年間の高等部増設校数/養護学校増設校数は10/9校, 以下同様), 和歌山県(4/4校), 徳島県(3/3校), 岡山県(3/4校)の4県である。この内, 毎年度80%以上を保っていたのは愛知県1県のみであり, 他の3県は一旦は80%未満に低下した後に回復したものである。15年前に80%未満~全国平均値(46.7%)以上(②→①グループ)であったのは, 千葉県(20/15校), 長野県(9/7校), 広島県(7/6校), 香川県(4/2校), 茨城県(11/11校), 山梨県(2/1校), 佐賀県(2/2校)の7県である。この内, 千葉県, 長野県, 山梨県の3県は義務化後まもなく80%台に乗せている。15年前に全国平均値未満~40%以上(③→①グループ)であったのは, 埼玉県(23/18校), 滋賀県(6/5校)の2県である。この内, 埼玉県は義務化後まもなく80%台に乗せている。15年前に40%未満であった県はなかった。

②グループの16都府県の中で, 15年前は高等部設置校率が80%以上(②→①グループ)であったのは, 奈良県(3/4校)のみである。奈良県は①グループから②グループに転じて, 70%台である。15年前も80%未満~全国平均値(46.7%)以上(②→②グループ)であったのは, 大阪府(9/8校), 山口県(6/7校), 高知県(1/2校), 京都府(6/8校), 石川県(4/5校), 東京都(17/16校)の6都府県である。この内, 山口県は一旦は40%未満に低下した後, 高等部の整備を進めて70%台に乗せてきている。他の5都府県は, ほぼ60~70%台を維持した形で推移している。15年前に全国平均値未満~40%以上(③→②グループ)であったのは, 兵庫県(15/8校), 神奈川県(14/13校), 宮城県(8/9校)の3県である。この内, 兵庫県は次第に高等部設置校率を上昇させてきて80%台を目前にしている県, 神奈川県は義務化後まもなく60%台に乗せて今日まで推移

表 2-2. 都道府県別の養護学校高等部の設置状況 (5 年毎)

年 度	1977			1982			1987			1992			1977→1992増減		
盲学校	62	76	81.6	61	72	84.7	60	70	85.7	60	70	85.7	2	-6	4.1
聾学校	75	107	70.1	78	110	70.9	75	107	70.1	72	107	67.3	-3	0	▼2.8
養護学校	212	454	46.7	359	700	51.3	434	747	58.1	512	786	65.1	300	332	18.4
精 薄	113	244	46.3	225	431	52.2	281	466	60.3	345	498	69.3	232	254	23.0
肢 体	82	132	62.1	106	174	60.9	123	185	66.5	130	191	68.1	48	59	6.0
病 弱	15	78	19.2	28	97	29.5	30	96	31.3	37	97	38.1	22	19	18.9
養護学校															
北海道	6	13	46.2	* 8 / * 33	▼24.2	* 11 / * 42	26.2[4]	* 14 / * 42	33.3[4]	8	29	▼12.9			
青 森	2	14	14.3[1]	* 7 / * 15	46.7	* 7 / * 15	46.7	* 9 / * 15	60.0	7	1	45.7			
岩 手	3	8	37.5	* 4 / * 16	▼25.0	* 5 / * 16	31.3	* 7 / * 16	43.8	4	8	6.3			
宮 城	4	9	44.4	4 / * 16	▼25.0	4 / * 16	±25.0[2]	* 12 / * 18	66.7	8	9	22.3			
秋 田	2	9	22.2	* 3 / * 10	30.0	* 4 / * 10	40.0	* 6 / * 11	54.5	4	2	32.3			
山 形	2	5	40.0	2 / * 7	▼28.6	* 4 / * 8	50.0	4 / * 8	±50.0	3	3	10.0			
福 島	2	9	22.2	* 4 / * 16	25.0	* 5 / * 18	27.8	* 7 / * 19	36.8	5	10	14.6			
茨 城	4	7	57.1	* 9 / * 14	64.3	* 14 / * 18	77.8	* 15 / * 18	83.3	11	11	26.2			
栃 木	3	5	60.0	* 5 / * 10	▼50.0	5 / * 13	▼38.5	5 / * 13	±38.5	2	8	▼21.5			
群 馬	2	12	16.7[3]	* 4 / * 17	23.5[5]	* 6 / * 19	31.6	* 7 / * 18	38.9	5	6	22.2			
埼 玉	6	13	46.2	* 20 / * 21	95.2[1]	* 24 / * 27	88.9[4]	* 29 / * 31	93.5[3]	23	18	47.3			
千 葉	9	15	60.0	* 24 / * 26	92.3[3]	* 25 / * 26	96.2[1]	* 29 / * 30	96.7[2]	20	15	36.7			
東 京	19	37	51.4	* 28 / * 43	65.1	* 34 / * 48	70.8	* 36 / * 53	▼67.9	17	16	16.5			
神 奈 川	10	22	45.5	* 23 / * 33	69.7	* 24 / * 35	▼68.6	24 / * 35	±68.6	14	13	23.1			
新 潟	3	8	37.5	* 4 / * 20	▼20.0[3]	* 6 / * 20	30.0	* 8 / * 20	40.0	5	12	2.5			
富 山	3	6	50.0	* 5 / * 11	▼45.5	5 / * 11	±45.5	5 / * 11	±45.5	2	5	▼4.5			
石 川	5	8	62.5	* 8 / * 13	▼61.5	* 9 / * 13	69.2	9 / * 13	±69.2	4	5	6.7			
福 井	3	5	60.0	3 / * 10	▼30.0	* 4 / * 10	40.0	* 5 / * 10	50.0	2	5	▼10.0			
山 梨	3	5	60.0	* 5 / * 6	83.3[5]	5 / * 6	83.3	5 / * 6	±83.3	2	1	23.3			
長 野	4	7	57.1	* 8 / * 9	88.9[4]	* 9 / * 11	▼81.8	* 13 / * 14	92.9[4]	9	7	35.8			
岐 阜	1	4	25.0	* 4 / * 11	36.4	* 6 / * 12	50.0	* 8 / * 12	66.7	7	8	41.7			
静 岡	3	8	37.5	* 7 / * 15	46.7	* 10 / * 16	62.5	* 13 / * 18	72.2	10	10	34.7			
愛 知	10	11	90.9[1]	* 16 / * 17	94.1[2]	* 18 / * 19	94.7[2]	* 20 / * 20	100.0[1]	10	9	9.1			
三 重	2	5	40.0	* 5 / * 9	55.6	* 6 / * 9	66.7	* 9 / * 15	▼60.0	7	10	20.0			
滋 賀	2	5	40.0	* 7 / * 9	77.8	7 / * 9	±77.8	* 8 / * 10	80.0	6	5	40.0			
京 都	7	10	70.0	* 10 / * 15	▼66.7	* 13 / * 18	72.2	13 / * 18	±72.2	6	8	2.2			
大 阪	15	25	60.0	* 21 / * 29	72.4	* 24 / * 31	77.4	24 / * 33	▼72.7	9	8	12.7			
兵 庫	11	25	44.0	* 17 / * 33	51.5	* 23 / * 32	71.9	* 26 / * 33	78.8	15	8	34.8			
奈 良	4	5	80.0[3]	* 6 / * 8	▼75.0	* 7 / * 9	77.8	7 / * 9	±77.8	3	4	▼2.2			
和 歌 山	4	5	80.0[3]	4 / * 6	▼66.7	* 5 / * 7	71.4	* 8 / * 9	88.9	4	4	8.9			
鳥 取	1	7	14.3[1]	* 2 / * 7	28.6	* 3 / * 8	37.5	* 5 / * 7	71.4	4	0	57.1			
島 根	1	5	20.0[5]	1 / * 8	▼12.5[1]	* 4 / * 8	50.0	* 6 / * 8	75.0	5	3	55.0			
岡 山	5	6	83.3[2]	5 / * 8	▼62.5	* 8 / * 9	88.9[4]	8 / * 10	▼80.0	3	4	▼3.3			
広 島	5	7	71.4	* 9 / * 12	75.0	* 11 / * 12	91.7[3]	* 12 / * 13	92.3[5]	7	6	20.9			
山 口	2	4	50.0	* 4 / * 12	▼33.3	* 5 / * 11	45.5	* 8 / * 11	72.7	6	7	22.7			
徳 島	4	5	80.0[3]	4 / * 6	▼66.7	* 5 / * 6	83.3	* 7 / * 8	87.5	3	3	7.5			
香 川	3	6	50.0	* 5 / * 7	71.4	* 6 / * 8	75.0	7 / * 8	87.5	4	2	37.5			
媛 知	3	5	60.0	3 / * 14	▼21.4[4]	3 / * 14	±21.4[1]	3 / * 14	±21.4[1]	0	9	▼38.6			
高 岡	7	9	77.8	* 8 / * 11	▼72.7	* 9 / * 11	81.8	- 8 / * 11	▼72.7	1	2	▼5.1			
福 岡	8	21	38.1	* 13 / * 29	44.8	* 19 / * 29	65.5	* 22 / * 30	73.3	14	9	35.2			
佐 賀	2	3	66.7	* 4 / * 5	80.0	4 / * 5	±80.0	4 / * 5	±80.0	2	2	13.3			
長 崎	3	9	33.3	* 4 / * 15	▼26.7	4 / * 15	±26.7[5]	* 5 / * 15	33.3[4]	2	6	±0.0			
熊 本	2	12	16.7[3]	* 3 / * 16	18.8[2]	* 4 / * 16	25.0[2]	* 7 / * 15	46.7	5	3	30.0			
大 分	4	15	26.7	4 / * 16	▼25.0	4 / * 14	28.6	4 / * 14	±28.6[2]	0	- 1	1.9			
宮 崎	3	4	75.0	3 / * 10	▼30.0	3 / * 10	±30.0	3 / * 10	±30.0[3]	0	6	▼45.0			
鹿 児 島	2	7	28.6	* 5 / * 14	35.7	* 6 / * 14	42.9	* 8 / * 14	57.1	6	7	28.5			
沖 縄	3	9	33.3	* 7 / * 12	58.3	7 / * 13	▼53.8	* 10 / * 15	66.7	7	6	33.4			
* 印の県				37	46	35	21	32	19						
80%以上			5(10.6)			6(12.8)			10(21.3)			13(27.7)			
40%未満			16(34.0)			19(40.4)			13(27.7)			8(17.0)			

注1) 『特殊教育資料』各年度版より作成 (なお、1977年度の養護学校数は『学校基本調査報告書』では452校である)。

- 2) 高等部設置校数/養護学校合計数で表示した (単位: 校)。
- 3) 校数が5年前に比して増加している場合に「*」印, 減少している場合に「-」印を付けた。
- 4) 設置率が5年前に比して減少している場合に「▼」印, 増減がない場合に「±」印を付けた。
- 5) 設置率の右に付してある○内の数字は全国の上位順位, □内の数字は下位順位であり, それぞれ5位まで示した。
- 6) 設置率が80%以上に網かけ(■), 40%未満にアンダーライン(-)を付した。
- 7) 『1977→1992増減』の欄には, 15年間の校数及び設置率の増減(1992年度-1977年度)を示した。
- 8) 「*印の県」は, 高等部増加都道府県数/養護学校増加都道府県数で表示した(単位: 都道府県)。
- 9) 「80%以上」「40%未満」は設置校率が80%以上・40%未満の都道府県数を表示した(単位: 都道府県(%))。

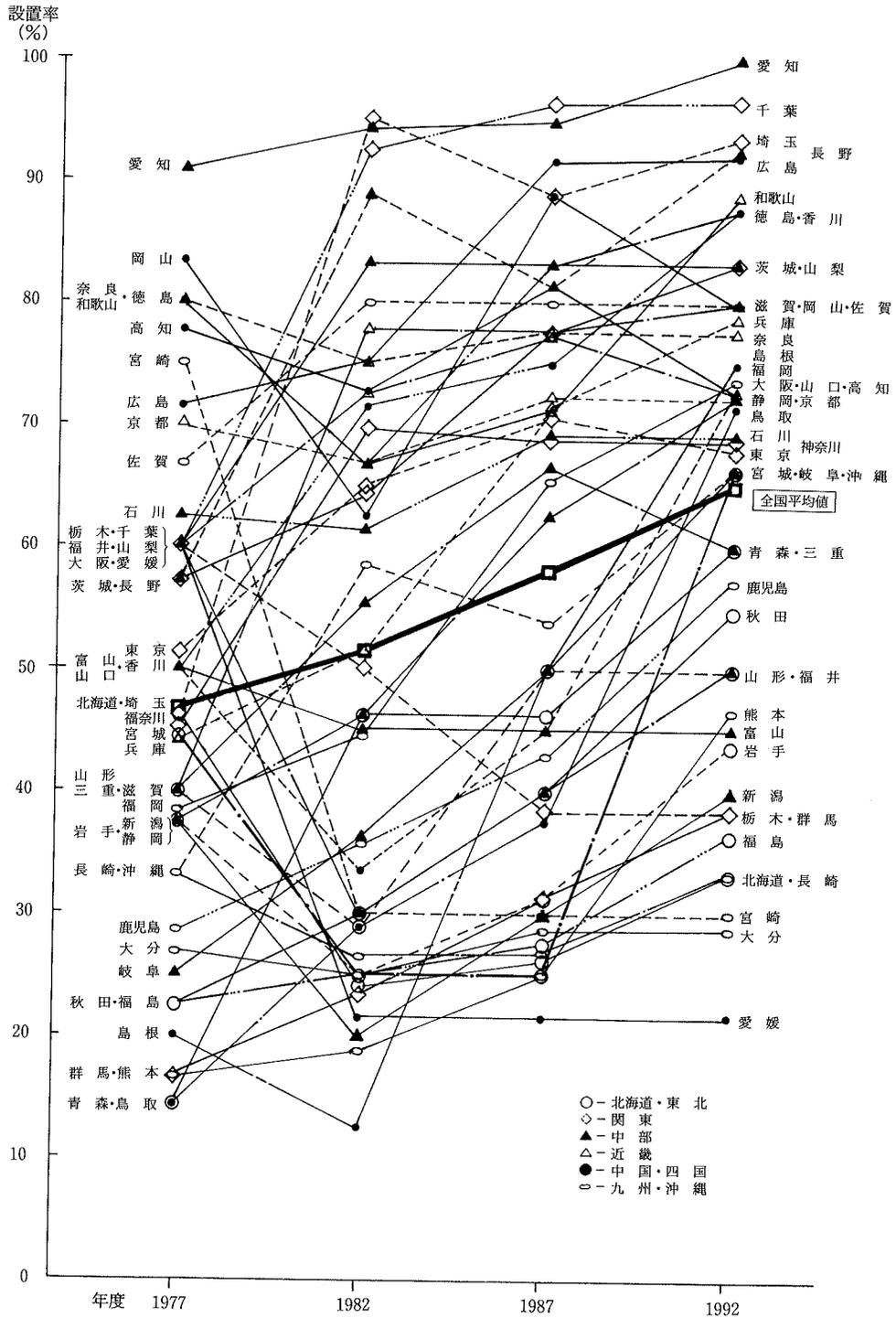


図1. 都道府県別の養護学校高等部の設置率の推移 (5年毎)

している県、宮城県は一旦は40%未満に低下した後に近年60%台に乗せた県である。15年前に40%未満(④→②グループ)であったのは、島根県(5/3校)、福岡県(14/9校)、静岡県(10/10校)、鳥取県(4/0校)、岐阜県(7/8校)、沖縄県(7/6校)の6県である。この内、島根県、鳥取県、岐阜県の3県は、1977年度にわずか1校の高等部であった状況から増設を進めて、④グループから②グループへと上昇している。

③グループの10県の中で、15年前は高等部設置校率が80%以上(①→③グループ)であった県はない。15年前に80%未満～全国平均値(46.7%)以上(②→③グループ)であったのは、福井県(2/5校)、富山県(2/5校)の2県である。この2県は、この15年間で高等部設置校率をわずかに低下させるとともに、全国平均値が上昇したために②グループから③グループへと転落している。15年前も全国平均値未満～40%以上(③→③グループ)であったのは、三重県(7/10校)、山形県(3/3校)の2県である。15年前に40%未満(④→③グループ)であったのは、青森県(7/1校)、鹿児島県(6/7校)、秋田県(4/2校)、熊本県(5/3校)、岩手県(4/8校)、新潟県(5/12校)の6県である。

④グループの8道県の中で、15年前は高等部設置校率が80%以上(①→④グループ)であったところはない。15年前に80%未満～全国平均値(46.7%)以上(②→④グループ)であったのは、栃木県(2/8校)、宮崎県(0/6校)、愛媛県(0/9校)の3県である。この内、宮崎県、愛媛県の2県は、この15年間に高等部を1校も増設しておらず、義務化後まもなく②グループから④グループへと転落している。15年前に全国平均値未満～40%以上(③→④グループ)であったのは、北海道(8/29校)である。北海道では、高等部を小・中学部併設で各校に設置する方式ではなく、数校の高等部単独校を設置する方式で対処してきた。その結果、高等部設置校率は義務化以前よりも低下し、③グループから④グループへと転落している。15年前も40%未満(④→④グループ)であったのは、群馬県(5/6校)、福島県(5/10校)、長崎県(2/6校)、大分県(0/1校)の4県である。この内、群馬県と福島県の2県は高等部設置校率が漸増傾向にあるが、長崎県と大分県の2県はほとんど変化がない。また、大分県はこの15年において養護学校数が減少した唯一の県である。

[病弱養護学校における高等部整備の遅れ]

都道府県間での格差を残しつつも整備が進められている養護学校高等部の中で、病弱養護学校に関しては高等部が1校にもないというところが、1992年度現在で未だ15都県(31.9%)も残されている(表5)。(病弱養護学校の高等部設置校数/病弱養護学校数)で示すと、宮城県(0/2校)、秋田県(0/1校)、山形県(0/1校)、栃木県(0/2校)、群馬県(0/5校)、東京都(0/5校)、神奈川県(0/3校)、富山県(0/1校)、福井県(0/2校)、山梨県(0/1校)、鳥取県(0/2校)、山口県(0/1校)、愛媛県(0/1校)、佐賀県(0/1校)、熊本県(0/1校)である。

1982年10月に出された特殊教育研究調査協力者会議の報告「心身障害児に係る早期教育及び後期中等教育の在り方」は、「病弱養護学校高等部における対応」として「各都道府県の病弱養護学校の1校以上に高等部を設置する必要がある」と明記していた。報告のあった1982年度時点で未設置であったのはほぼ半数の23都県(48.9%)であり、この10年間でわずかに8県(岩手県、茨城県、長野県、三重県、和歌山県、島根県、香川県、沖縄県)が未設置を解消したに過ぎない。

(2) 高等部の設置状況と進学率

次に、高等部の設置状況と進学率との関連をみた。1992年度の養護学校高等部の設置校率と養護学校中学部卒業者の進学率のクロスを図2-1に、養護学校高等部の設置校率と中学校75条学級卒業者の進学率のクロスを図2-2に示した。

[養護学校高等部の設置校率と養護学校中学部卒業者の進学率のクロス] (図2-1)

1992年度の養護学校高等部の設置校率と養護学校中学部卒業者の進学率との相関は高い。

進学率に関して、Aランク：100.0%以下～80%以上，Bランク：80%未満～全国平均値(75.3%)以上，Cランク：全国平均値未満～40%以上，Dランク：40%未満の4ランクに分けて、先に高等部設置校率を基準に分類した①～④までの4グループごとに、進学率のランクの特徴を見た。

①グループの13県の中で、Aランクであったのは和歌山県(100.0%：ベスト1位)、徳島県(96.3%：ベスト4位)、広島県(95.9%：ベスト5位)、千葉県(95.5%)、埼玉県(92.1%)、山梨県(89.5%)、滋賀県(89.0%)、香川県(87.0%)、長野県(83.2%)、佐賀県(81.4%)の10県である。愛知県は、高等部設置校率が100.0%であったにもかかわらず、Bランクの78.8%である(その要因については、統計数値だけでは判明せず、別途の調査が必要であろう)。Cランクは、茨城県(69.2%)、岡山県(67.4%)の2県である。この2県は、高等部設置校率が80%以上であるにもかかわらず、養護学校中学部卒業者の進学率が全国平均未満の60%台なのである(その要因については、統計数値だけでは判明せず、別途の調査が必要であろう)。Dランクはない。

②グループの16都府県の中で、Aランクであったのは奈良県(100.0%：ベスト1位)、京都府(97.0%：ベスト3位)、石川県(94.6%)、大阪府(94.0%)、東京都(93.5%)、神奈川県(90.1%)、高知県(87.3%)、岐阜県(83.9%)の8都府県である。これらの都府県は、高等部の設置されていない養護学校があるにもかかわらず、養護学校中学部卒業後の80%以上の高い進学率を達成しているところである(その要因については、統計数値だけでは判明せず、別途の調査が必要であろう)。Bランクは、兵庫県(79.8%)、沖縄県(79.0%)、鳥取県(77.8%)の3県である。Cランクは、宮城県(75.0%)、福岡県(71.7%)、山口県(65.7%)、島根県(64.7%)、静岡県(62.1%)の5県である。Dランクはない。

③グループの10県の中で、Aランクであったのは福井県(85.2%)、三重県(80.4%)の2県である。また、Bランクは青森県(77.6%)の1県である。これら3県は、高等部設置校率が全国平均未満であるにもかかわらず、全国平均を越える進学率となっている(その要因については、統計数値だけでは判明せず、別途の調査が必要であろう)。Cランクは、鹿児島県(72.7%)、富山県(70.8%)、秋田県(58.1%)、熊本県(53.8%)、岩手県(50.0%)、新潟県(49.4%)の6県である。Dランクは、山形県(36.8%：ワースト2位)の1県である。C・Dランクの7県については、進学率の低さの一要因に高等部設置校率の低さが推測されよう。

④グループの8道県の中で、A・Bランクはない。Cランクは、愛媛県(63.4%)、群馬県(60.3%)、栃木県(50.4%)、大分県(41.8%)、北海道(41.7%：ワースト5位)の5道県である。Dランクは、宮崎県(39.7%：ワースト4位)、福島県(37.4%：ワースト3位)、長崎県(33.0%：ワースト1位)の3県である。④グループの8道県の進学率の低さの一要因に高等部設置校率の低さが推測されよう。

[養護学校高等部の設置校率と中学校75条学級卒業者の進学率のクロス] (図2-2)

1992年度の養護学校高等部の設置校率と中学校75条学級卒業者の進学率との相関は低い。

同じく進学率に関して、Aランク：100.0%以下～80%以上，Bランク：80%未満～全国平均値(60.

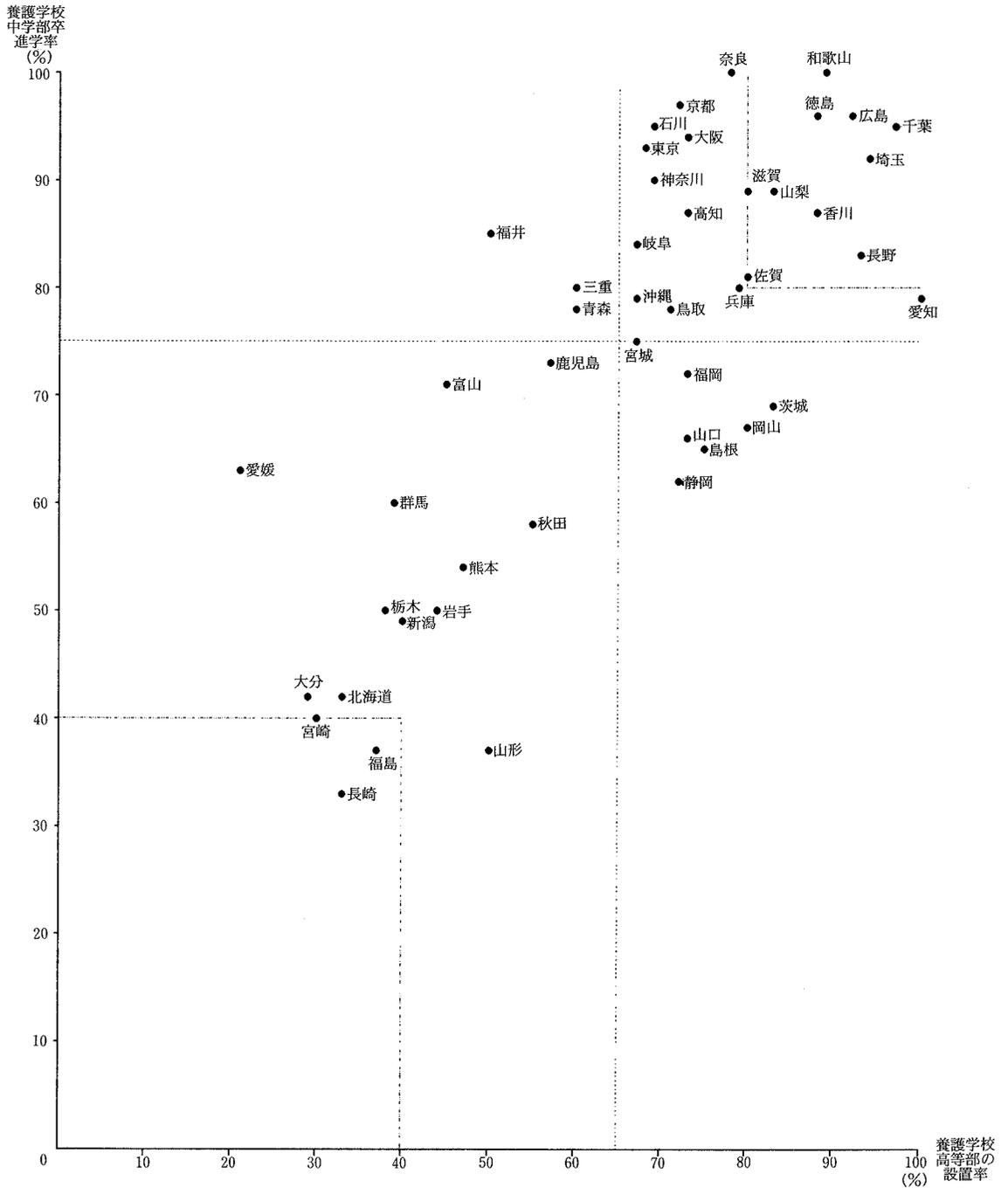


図 2-1. 養護学校高等部の設置率と養護学校中学部卒業者の進学率のクロス図 (1992年度)

- 注 1) 『学校基本調査報告書』および「特殊教育資料」より作成。小数点第 1 位を四捨五入した。
 2) 全国平均値である設置率 65%、進学率 75% に ---- を引いた。また、目安として 40%・80% に を引いた。
 3) 相関係数 $r = 0.77$

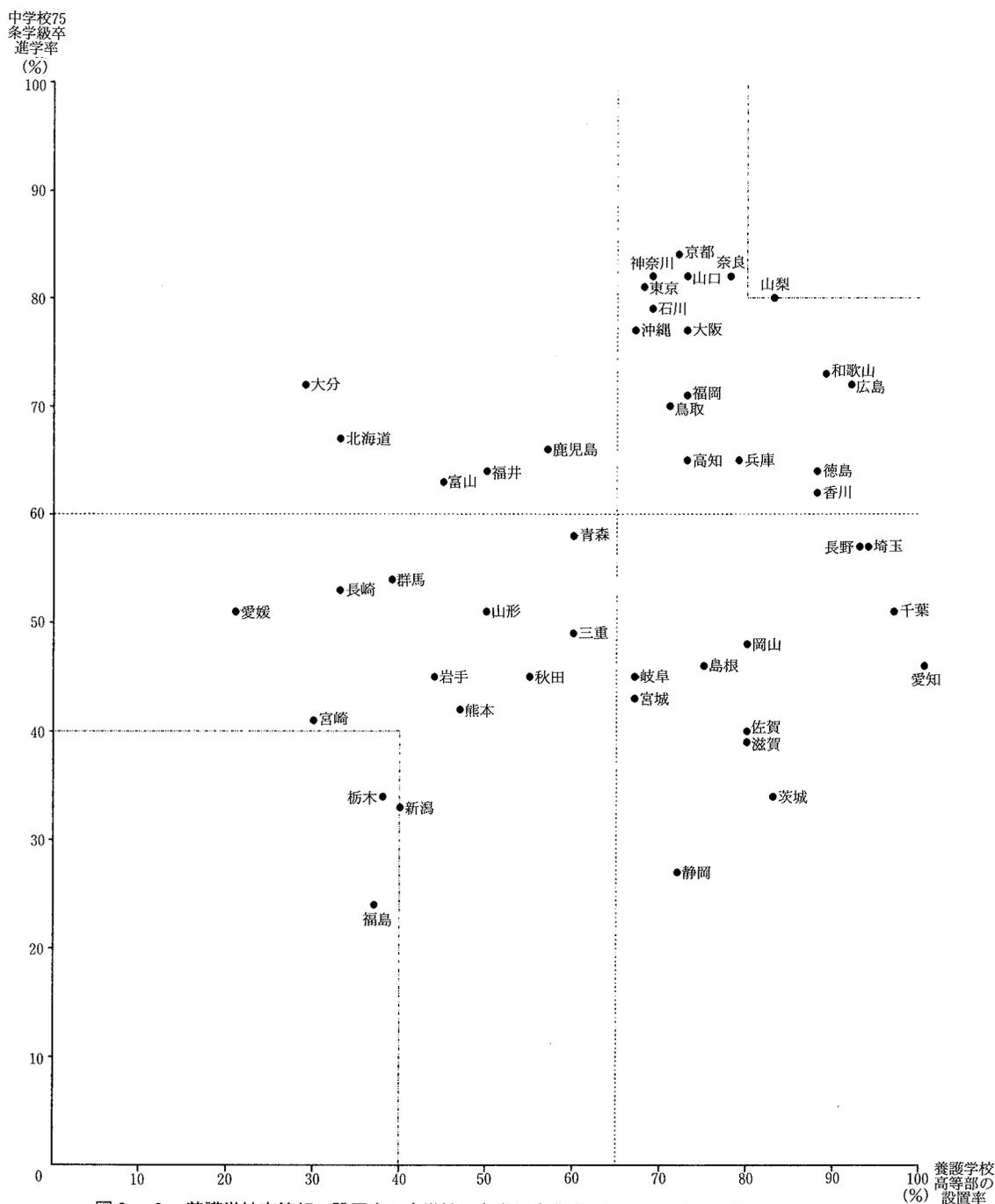


図 2-2. 養護学校高等部の設置率と中学校75条学級卒業者の進学率のクロス図 (1992年度)

- 注 1) 『学校基本調査報告書』および『特殊教育資料』より作成。小数点第1位を四捨五入した。
 2) 全国平均値である設置率65%, 進学率60%に-----を引いた。また、目安として40%・80%に.....を引いた。
 3) 相関係数 $r \approx 0.25$

表3-1. 盲・聾・養護学校における重複障害学級の学級数及び開級率

年度	盲 学 校			聾 学 校			養 護 学 校					
	小学部 学級数(率)	A. 中学部 学級数(率)	B. 高等部 学級数(率)	指数 B/A	小学部 学級数(率)	C. 中学部 学級数(率)	D. 高等部 学級数(率)	指数 D/C	小学部 学級数(率)	E. 中学部 学級数(率)	F. 高等部 学級数(率)	指数 F/E
	学級 %	学級 %	学級 %		学級 %	学級 %	学級 %		学級 %	学級 %	学級 %	
1969	36 6.9	37 10.1	2 0.5		44 4.2	39 6.3	4 0.8		89 5.8	46 4.4	2 0.9	
1970	44 8.4	44 12.0	1 0.2		58 5.5	51 8.5	8 1.5		177 10.2	82 7.1	6 2.2	
1971	59 11.1	47 12.7	1 0.2		67 6.5	53 9.1	9 1.7		220 11.2	110 8.8	8 2.4	
1972	65 12.1	56 15.3	2 0.5	0.05	81 7.8	58 10.3	10 1.9	0.26	319 14.3	148 10.7	11 2.7	0.24
1973	78 14.3	63 17.0	8 1.8	0.18	112 10.6	65 11.6	10 2.0	0.20	514 19.2	209 13.3	24 4.6	0.29
1974	87 15.6	65 18.3	13 3.0	0.28	123 11.9	72 12.8	16 3.2	0.30	652 20.3	278 15.2	26 4.1	0.24
1975	106 18.7	67 19.5	17 3.5	0.30	130 12.7	77 13.8	20 4.2	0.34	872 24.2	405 20.0	43 5.5	0.29
1976	110 20.0	74 22.4	20 4.3	0.32	133 13.5	81 14.8	23 5.0	0.35	940 24.3	459 21.2	75 8.0	0.36
1977	114 20.7	76 23.0	25 5.6	0.38	129 13.5	88 16.7	31 6.7	0.43	1,073 25.5	567 23.8	125 11.4	0.45
1978	122 22.2	86 26.5	33 7.1	0.49	130 14.2	91 16.4	37 7.9	0.48	1,294 22.4	705 26.5	182 14.5	0.45
1979	152 27.2	94 29.2	43 9.4	0.58	127 14.3	96 17.5	37 8.0	0.46	2,648 34.6	1,090 28.9	230 16.1	0.50
1980	144 25.7	102 31.7	50 10.7	0.66	115 13.5	98 17.8	37 8.2	0.42	3,178 40.1	1,868 40.0	323 19.3	0.57
1981	144 26.4	103 31.8	52 11.3	0.60	122 14.9	92 18.7	45 9.2	0.49	3,337 41.3	2,143 42.9	421 21.3	0.60
1982	140 26.1	110 32.5	53 11.3	0.56	129 16.1	86 17.8	55 11.2	0.57	3,566 44.0	2,393 46.0	541 24.3	0.50
1983	132 25.8	102 31.0	60 12.5	0.59	132 16.4	89 19.3	55 10.8	0.56	3,573 44.3	2,240 44.1	618 25.2	0.33
1984	125 25.4	105 32.6	68 14.1	0.66	131 16.2	89 20.5	52 11.1	0.57	3,570 45.0	2,355 45.1	721 26.5	0.34
1985	118 25.2	104 32.6	61 12.9	0.55	136 17.4	87 20.4	51 11.1	0.59	3,422 44.7	2,451 45.1	829 27.8	0.35
1986	105 23.8	103 33.0	68 14.8	0.67	134 17.7	83 20.1	51 11.3	0.57	3,343 44.5	2,538 45.8	947 29.2	0.42
1987	110 25.8	92 31.0	74 15.7	0.70	126 17.3	82 20.3	50 11.2	0.56	3,288 44.8	2,574 45.8	1,064 30.1	0.45
1988	104 24.9	92 32.4	76 16.2	0.73	122 16.9	79 20.2	44 10.1	0.51	3,299 45.6	2,468 44.9	1,138 29.2	0.46
1989	108 26.1	89 32.7	86 18.1	0.83	121 16.9	86 21.0	45 10.5	0.54	3,493 47.4	2,467 45.7	1,204 29.1	0.47
1990	112 27.7	92 33.8	83 18.1	0.90	128 18.1	89 20.5	56 13.1	0.68	3,800 49.7	2,511 46.4	1,302 29.7	0.51
1991	118 29.4	97 34.6	86 19.3	0.93	142 19.8	99 23.0	58 13.6	0.73	4,237 52.3	2,725 48.3	1,492 31.8	0.60
1992	123 31.0	97 35.3	91 20.9	1.02	153 20.9	103 25.1	69 15.3	0.80	4,481 54.6	2,899 51.2	1,640 33.9	0.66

注1) 『学校基本調査報告書』より作成。なお「重複障害学級」は、標準法の改正により1969年度より法的根拠を得て、学校基本調査に項目化された。

2) 国公立の総計で、分校を含めた数である。

3) 「開級率」は「重複障害学級数÷学級数×100」で求めた。ただし、高等部に関しては専攻科を除き、本科及び別科の学級数を母数とした。

4) 「指数」とは、「高等部の重複障害学級数÷3年前の中学部の重複障害学級数」で求めたものである。

表3-2. 養護学校(障害種別)における重複障害学級の学級数及び開級率

年度	精 神 薄 弱			肢 体 不 自 由			病 弱		
	小学部 学級数(率)	中学部 学級数(率)	高等部 学級数(率)	小学部 学級数(率)	中学部 学級数(率)	高等部 学級数(率)	小学部 学級数(率)	中学部 学級数(率)	高等部 学級数(率)
	学級 %								
1989	1,850 43.6	1,415 41.5	675 23.6	1,347 58.5	798 59.5	457 41.8	295 36.1	260 39.0	72 38.9
1990	1,915 44.3	1,437 42.0	695 23.0	1,563 63.0	827 61.2	515 44.4	321 37.9	257 39.2	92 41.3
1991	2,084 45.6	1,523 43.2	790 24.3	1,844 67.8	955 64.9	616 49.7	307 38.6	265 42.1	86 41.3
1992	2,208 47.9	1,596 45.7	860 25.6	1,967 70.5	1,049 68.7	696 54.9	304 39.2	266 42.3	84 39.4

注1) 『特殊教育資料』より作成。

2) 国公立の総計で、分校を含めた数である。

3) ()内の「設置率」は「重複障害学級数÷学級数×100」で求めた。ただし、障害種別の養護学校高等部に関しては、専攻科を含めた学級しか示されていないために、本科及び別科に専攻科の学級数を含めて母数とした。なお、専攻科の学級数は、養護学校合計で1989~91年度が各8学級、1992年度が7学級のみである。

表3-3. 重複障害学級の在学者数及び1学級当りの平均在学者数

年 度	盲学校			聾学校			養護学校			精神薄弱			肢体不自由			病弱		
	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部
	1989	298 2.8	241 2.7	300 3.5	325 2.7	206 2.4	106 2.4	12,091 3.5	8,394 3.4	5,071 4.2	6,303 3.4	4,908 3.5	2,934 4.3	4,906 3.6	2,719 3.4	1,884 4.1	882 3.0	767 3.0
1990	298 2.7	232 2.5	266 3.2	333 2.6	200 2.2	129 2.3	12,018 3.2	7,845 3.1	5,365 4.1	6,071 3.2	4,510 3.1	2,989 4.3	5,019 3.2	2,658 3.2	2,042 4.0	928 2.9	677 2.6	334 3.6
1991	279 2.4	228 2.4	245 2.8	320 2.3	211 2.1	138 2.4	11,988 2.8	7,533 2.8	5,175 3.5	5,880 2.8	4,227 2.8	2,672 3.5	5,339 2.9	2,712 2.9	2,147 3.5	769 2.5	594 2.2	266 3.1
1992	283 2.3	225 2.3	239 2.6	347 2.3	206 2.0	171 2.5	12,348 2.8	7,706 2.7	5,347 3.3	6,005 2.7	4,200 2.6	2,777 3.2	5,601 2.8	2,895 2.8	2,342 3.4	742 2.4	611 2.3	228 2.7

注1) 『学校基本調査報告書』及び『特殊教育資料』より作成。

2) 国公立の総計で、分校を含めた数である。

3) 上段-在学者数, 下段-1学級当り平均の在学者数。(単位: 人)

表3-4. 盲・聾・養護学校における重複障害学級の学部別開級率(再掲)

年 度	盲学校			聾学校			養護学校			精神薄弱			肢体不自由			病弱		
	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部									
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1969	6.9	10.1	0.5	4.2	6.3	0.8	5.8	4.4	0.9									
1970	8.4	12.0	0.2	5.5	8.5	1.5	10.2	7.1	2.2									
1971	11.1	12.7	0.2	6.5	9.1	1.7	11.2	8.8	2.4									
1972	12.1	15.3	0.5	7.8	10.3	1.9	14.3	10.7	2.7									
1973	14.3	17.0	1.8	10.6	11.6	2.0	19.2	13.3	4.6									
1974	15.6	18.3	3.0	11.9	12.8	3.2	20.3	15.2	4.1									
1975	18.7	19.5	3.5	12.7	13.8	4.2	24.2	20.0	5.5									
1976	20.0	22.4	4.3	13.5	14.8	5.0	24.3	21.2	8.0									
1977	20.7	23.0	5.6	13.5	16.7	6.7	25.5	23.8	11.4									
1978	22.2	26.5	7.1	14.2	16.4	7.9	22.4	26.5	14.5									
1979	27.2	29.2	9.4	14.3	17.5	8.0	34.6	28.9	16.1									
1980	25.7	31.7	10.7	13.5	17.8	8.2	40.1	40.0	19.3									
1981	26.4	31.8	11.3	14.9	18.7	9.2	41.3	42.9	21.3									
1982	26.1	32.5	11.3	16.1	17.8	11.2	44.0	46.0	24.3									
1983	25.8	31.0	12.5	16.4	19.3	10.8	44.3	44.1	25.2									
1984	25.4	32.6	14.1	16.2	20.5	11.1	45.0	45.1	26.5									
1985	25.2	32.6	12.9	17.4	20.4	11.1	44.7	45.1	27.8									
1986	23.8	33.0	14.8	17.7	20.1	11.3	44.5	45.8	29.2									
1987	25.8	31.0	15.7	17.3	20.3	11.2	44.8	45.8	30.1									
1988	24.9	32.4	16.2	16.9	20.2	10.1	45.6	44.9	29.2									
1989	26.1	32.7	18.1	16.9	21.0	10.5	47.4	45.7	29.1	43.6	41.5	23.6	58.5	59.5	41.8	36.1	39.0	38.9
1990	27.7	33.8	18.1	18.1	20.5	13.1	49.7	46.4	29.7	44.3	42.0	23.0	63.0	61.2	44.4	37.9	39.2	41.3
1991	29.4	34.6	19.3	19.8	23.0	13.6	52.3	48.3	31.8	45.6	43.2	24.3	67.8	64.9	49.7	38.6	42.1	41.3
1992	31.0	35.3	20.9	20.9	25.1	15.3	54.6	51.2	33.9	47.9	45.7	25.6	70.5	68.7	54.9	39.2	42.3	39.4

注1) 『学校基本調査報告書』より作成。

2) 国公立の総計で、分校を含めた数である。

3) 「開級率」は「重複障害学級数÷学級数×100」で求めた。ただし、高等部に関しては専攻科の学級数を除いている。

4) 養護学校の障害種別の内訳は、『特殊教育資料』より作成。ただし、障害種別の養護学校高等部に関しては、専攻科を含めた学級数しか示されていないために、本科及び別科に専攻科の学級数を合せて母数とした。

5%)以上、Cランク：全国平均値未満～40%以上、Dランク：40%未満の4ランクに分けた。

①グループの13県の中で、Aランクであったのは山梨県(80.3%)の1県のみである。山梨県は、養護学校中学部卒業者の進学率及び中学校75条学級卒業者の進学率がともにAランクである5都府県の中の1県である(残りの4都府県は②グループ)。Bランクは、和歌山県(73.4%)、広島県(71.7%)、徳島県(63.8%)、香川県(61.9%)の4県である。Cランクは、埼玉県(57.5%)、長野県(56.7%)、千葉県(50.5%)、岡山県(47.9%)、愛知県(46.1%)、佐賀県(40.3%)の6県である。Dランクは、滋賀県(39.1%)、茨城県(33.9%：ワースト5位)の2県である。養護学校中学部卒業者の進学率に比して散らばり大きいことが分かる。

②グループの16都府県の中で、Aランクであったのは京都府(84.1%：ベスト1位)、山口県(82.4%：ベスト2位)、奈良県(82.2%：ベスト3位)、神奈川県(81.6%：ベスト4位)、東京都(81.3%：ベスト5位)の5都府県である。京都府、奈良県、神奈川県、東京都は、養護学校中学部卒業者の進学率及び中学校75条学級卒業者の進学率がともにAランクである5都府県に含まれる(その要因については、統計数値だけでは判明せず、別途の調査が必要であろう)。Bランクは、石川県(79.4%)、大阪府(77.4%)、沖縄県(76.5%)、福岡県(70.8%)、鳥取県(69.8%)、兵庫県(65.1%)、高知県(64.6%)の7府県である。Cランクは、島根県(46.3%)、岐阜県(45.3%)、宮城県(42.8%)の3県である。Dランクは、静岡県(27.5%：ワースト2位)の1県である。養護学校中学部卒業者の進学率に比して散らばり大きいことが分かる。

③グループの10県の中で、Aランクはない。Bランクは、鹿児島県(65.6%)、福井県(64.2%)、富山県(63.4%)の3県である。Cランクは、青森県(57.6%)、山形県(51.1%)、三重県(47.8%)、秋田県(45.5%)、岩手県(44.8%)、熊本県(41.7%)の6県である。Dランクは、新潟県(32.6%：ワースト4位)である。

④グループの8道県の中で、Aランクはない。Bランクは、大分県(71.7%)、北海道(67.2%)の2道県である。この2道県は、高等部設置校率が40%未満であるにもかかわらず、中学校75条学級卒業者の進学率が70%前後と高い(その要因については、統計数値だけでは判明せず、別途の調査が必要であろう)。Cランクは、群馬県(53.6%)、長崎県(52.7%)、愛媛県(51.5%)、宮崎県(41.0%)の4県である。Dランクは、栃木県(27.8%：ワースト3位)、福島県(23.8%：ワースト1位)の2県である。養護学校中学部卒業者の進学率及び中学校75条学級卒業者の進学率がともにDランクであるのは、福島県のみである。

III. 重複障害学級の設置状況

1. 全国的状況(表3-1, 表3-2, 表3-3, 表3-4)

高等部への進学率を高める条件として、高等部の設置とともに重複障害学級の整備も重要である。重複障害学級とは、義務標準法においては1969年度より、高校標準法においては1974年度より(なお、1967年の高校標準法の「やむを得ない事情がある場合を除き、10人」との例外規定を活用して、高等部においても1969年度より重複障害学級の編制がみられる)、法的根拠を得た学級である。すなわち、「文部大臣が定める心身の故障を2以上併せ有する児童又は生徒」で編制される学級のことであり、単一障害学級より学級編制標準が少数数で、結果的に教職員の配置を篤くすることに運動している。学級編制の項で述べたように、単一障害学級の高等部の学級標準編制は小・中学部よりも常に大きく設定されているのが特徴である。従って、中学部までは単一障害学級で対応可能であっ

た生徒も、学級編制標準の大きい高等部の単一障害学級では対応が困難となることもありうる。また、1980年からの高校標準法改善の第四次12か年計画によって、それまで生徒数に基づいて算定していた教諭等の基礎数が学級数に基づいて算定されるように変更されたことから、重複障害学級が開設されない限りたとえ重複障害の生徒が在籍していても教職員配置が篤くならないこととなった。それだけに、高等部での重複障害学級の開設は、重複障害や重度障害の生徒の高等部進学を受け皿として極めて重要なのである。

[重複障害学級の開級率]

盲・聾・養護学校(合計)における重複障害学級の学級数及び開級率を、表3-1に示した。

1992年度の学部別開級率をみると、小学部では養護学校(54.6%)>盲学校(31.0%)>聾学校(20.9%)、中学部では養護学校(51.2%)>盲学校(35.3%)>聾学校(25.1%)、高等部では養護学校(33.9%)>盲学校(20.9%)>聾学校(15.3%)である。重複障害学級は、全ての学部において養護学校が最も開級率が高く、次いで盲学校、聾学校の順である。

しかし、養護学校に関しても、障害種別で格差がある。表3-2に示すように、1992年度において、小学部では肢体不自由校(70.5%)>精神薄弱校(47.9%)>病弱校(39.2%)、中学部では肢体不自由校(68.7%)>精神薄弱校(45.7%)>病弱校(42.3%)、高等部では肢体不自由校(54.9%)>病弱校(39.4%)>精神薄弱校(25.6%)である。肢体不自由校に比して、精神薄弱校及び病弱校では重複障害学級の開級率が低い。

[高等部での重複障害生徒の受け皿指数]

ところで、高等部への進学に関連しては、単に高等部での重複障害学級の開級率が問題になるのではない。中学部に在籍している重複障害生徒を受け入れるに足るだけの重複障害学級が、高等部においても開級されているか否かである。『学校基本調査報告書』の統計から、「高等部の重複障害学級数÷3年前の中学部の重複障害学級数」の計算式により算出した指数(表3-1の指数)を、中学部に在籍していた重複障害生徒の高等部での受け皿を推測するデータとした。

盲学校においては、指数は次第に上昇し、1992年度において「1.02」とほぼ全員の受け入れ可能性を示唆する数値となっていた。聾学校においては、指数は次第に上昇しているが、1992年度において「0.80」である。これらに対して、養護学校においては、一旦上昇していた指数が1983年度に急落した後に再度上昇するという推移を示している。これは、養護学校義務化で就学した重複障害児の内、不就学児を小学部6年生(1979年度)の学籍に位置づけて4年後(1983年の春)に中学部を卒業させたにもかかわらず、高等部において重複障害学級の整備を怠ったことを示唆している。また、再度上昇してきた指数も1992年度において「0.66」と低く、およそ3分の2の受け皿しか整備できていないことを推測させる。

養護学校の障害種別についても、表3-2から1992年度のみ算出可能であるが、1992年度において肢体不自由校(0.87)>精神薄弱校(0.61)>病弱校(0.32)である。

[重複障害学級の1学級平均在学者数]

加えて、重複障害学級が標準法に基づいて編制されているか否かも重要である。1980年改正標準法は1991年度に完全移行した。この改正法に基づけば、重複障害学級の編制人数は3人である。1991年度を越えて1学級平均在学者数が「3人以下」を達成できていないのは、養護学校の高等部のみである(表3-3)。養護学校高等部の重複障害学級の1学級当りの平均在学者数は、1991年度で3.5人、1992年度で3.3人である。1992年度について障害種別にみると、肢体不自由校(3.4人)>精神薄弱校(3.2人)>病弱校(2.7人)の順で学級規模が大きい。

表4. 都道府県別の養護学校高等部における重複障害学級の学級数及び開級率の推移 (1977~1992年度)

年 度	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
国公私立 合計	125 (11.4)	182 (14.5)	230 (16.2)	323 (19.4)	421 (21.3)	541 (24.3)	618 (25.2)	721 (26.5)	829 (27.8)	947 (29.2)	1,064 (30.1)	1,138 (29.2)	1,204 (29.1)	1,302 (29.7)	1,492 (31.8)	1,640 (33.9)
公立計	125 (12.5)	182 (15.9)	230 (17.7)	323 (21.1)	421 (23.0)	541 (26.1)	618 (26.8)	721 (28.1)	829 (29.4)	947 (30.7)	1,064 (31.5)	1,138 (30.5)	1,204 (30.3)	1,302 (30.8)	1,492 (32.9)	1,640 (35.1)
内 訳																
北海道	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(1)	2(2)	3(3)	4(3)	10(8)	18(13)
青 森	2(29)	3(33)	3(33)	3(25)	3(18)	3(14)	3(13)	3(13)	3(13)	3(13)	3(12)	3(11)	3(10)	3(9)	4(11)	5(13)
岩 手	3(43)	2(25)	3(30)	4(40)	4(36)	3(27)	2(18)	3(25)	3(25)	3(23)	3(21)	3(20)	3(19)	3(17)	3(15)	3(14)
宮 城	3(30)	-(-)	3(33)	3(33)	-(-)	3(27)	6(50)	7(50)	8(50)	8(44)	8(44)	9(43)	9(33)	9(26)	13(33)	9(21)
秋 田	1(10)	1(11)	1(13)	2(22)	3(33)	3(33)	3(30)	4(36)	2(20)	2(18)	3(25)	5(36)	8(50)	7(37)	6(30)	8(33)
山 形	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
福 島	2(20)	3(30)	2(20)	3(27)	5(38)	5(36)	5(31)	5(28)	4(22)	5(29)	4(22)	5(24)	5(22)	5(22)	5(19)	4(14)
茨 城	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	2(6)	2(5)	3(8)	3(7)	3(6)	3(5)	3(5)	3(5)	3(4)
栃 木	1(10)	2(17)	2(13)	3(16)	3(17)	3(13)	2(10)	1(5)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(3)
群 馬	1(14)	3(38)	2(25)	3(33)	4(33)	6(40)	7(37)	8(38)	8(36)	8(35)	8(31)	8(28)	8(25)	9(26)	10(27)	14(33)
埼 玉	3(12)	6(21)	11(29)	9(17)	9(13)	16(17)	22(21)	35(28)	40(28)	43(27)	52(29)	62(30)	75(31)	85(31)	127(40)	125(39)
千 葉	-(-)	-(-)	2(4)	8(12)	14(16)	36(32)	54(39)	64(42)	69(42)	83(45)	98(47)	101(44)	100(42)	110(43)	106(43)	85(35)
東 京	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	10(5)	16(7)	31(12)	60(18)	81(20)	79(18)	99(21)	106(22)	131(27)
神奈川	2(4)	-(-)	1(1)	1(1)	41(29)	63(38)	79(40)	96(42)	112(44)	135(47)	149(47)	159(46)	157(43)	156(42)	225(50)	233(51)
新 潟	3(19)	4(22)	2(11)	4(22)	4(20)	6(29)	6(30)	6(32)	7(30)	8(32)	9(33)	9(33)	10(36)	16(53)	14(42)	15(38)
富 山	6(38)	10(48)	10(48)	11(44)	7(30)	7(28)	7(27)	9(33)	11(35)	13(39)	12(35)	13(35)	16(38)	20(43)	26(49)	37(58)
石 川	13(48)	18(53)	19(50)	22(63)	20(56)	19(50)	26(59)	26(53)	33(60)	31(57)	34(60)	36(57)	40(59)	39(57)	33(47)	41(56)
福 井	1(17)	1(13)	2(20)	8(73)	2(18)	2(18)	3(25)	4(31)	3(21)	8(42)	6(29)	11(41)	10(39)	12(41)	13(43)	13(42)
山 梨	3(27)	5(45)	5(50)	5(45)	6(46)	6(40)	6(33)	6(33)	6(33)	6(33)	6(32)	6(30)	6(27)	9(35)	9(33)	7(28)
長 野	-(-)	1(7)	5(24)	4(17)	6(21)	6(19)	8(23)	8(22)	10(23)	11(23)	13(28)	19(35)	24(41)	28(43)	30(45)	31(44)
岐 阜	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	3(7)	3(7)	2(4)	2(4)	2(3)	2(3)	10(14)
静 岡	3(20)	5(31)	6(38)	6(35)	6(29)	6(25)	6(20)	9(25)	10(24)	12(26)	12(24)	12(23)	12(22)	12(22)	15(25)	10(14)
愛 知	1(3)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(1)	-(-)	-(-)	-(-)	3(2)	-(-)	1(1)
三 重	1(13)	1(13)	2(25)	2(17)	2(13)	3(14)	2(9)	4(14)	5(17)	8(27)	9(28)	5(15)	5(14)	4(10)	6(13)	15(29)
滋 賀	-(-)	3(23)	3(25)	3(21)	3(19)	7(30)	10(31)	14(35)	17(38)	16(35)	24(47)	27(49)	32(52)	36(55)	33(51)	33(49)

京都	7(17)	25(50)	33(51)	44(59)	60(56)	68(57)	78(59)	94(61)	93(56)	115(63)	115(61)	96(47)	109(53)	115(54)	115(57)	87(48)
大阪	-(-)	-(-)	-(-)	3(2)	4(2)	7(3)	3(1)	5(2)	6(2)	4(1)	4(1)	2(1)	9(3)	17(5)	8(2)	99(26)
兵庫	31(45)	40(49)	46(52)	49(47)	64(53)	72(56)	80(58)	83(56)	96(59)	100(55)	106(54)	112(54)	112(53)	114(52)	104(47)	115(50)
奈良	-(-)	1(3)	2(7)	3(9)	4(11)	4(10)	4(10)	4(9)	6(13)	6(12)	10(17)	12(18)	10(14)	13(18)	14(21)	21(30)
和歌山	3(21)	4(24)	4(21)	5(25)	6(27)	7(29)	7(28)	9(30)	12(32)	11(26)	14(29)	17(33)	18(35)	19(36)	23(41)	25(41)
鳥取	-(-)	2(40)	2(40)	2(40)	3(50)	4(57)	5(63)	5(63)	4(57)	3(43)	3(38)	5(45)	5(39)	5(33)	4(25)	4(25)
島根	-(-)	-(-)	1(25)	2(40)	3(50)	3(50)	3(50)	3(38)	3(27)	3(21)	3(20)	3(20)	3(18)	5(24)	6(24)	6(23)
岡山	4(21)	-(-)	6(29)	6(29)	6(24)	9(35)	6(23)	-(-)	18(64)	13(41)	13(34)	12(26)	9(19)	20(34)	30(43)	35(46)
広島	6(23)	10(30)	15(36)	41(56)	61(64)	80(69)	85(71)	97(71)	112(76)	123(77)	138(77)	143(76)	151(77)	151(76)	164(79)	162(79)
山口	3(20)	3(20)	-(-)	4(21)	-(-)	6(29)	6(27)	7(32)	8(33)	8(32)	9(33)	10(32)	14(35)	10(20)	32(46)	36(49)
徳島	3(17)	3(18)	4(21)	5(26)	7(32)	7(30)	6(25)	8(25)	9(25)	17(45)	19(46)	22(49)	24(53)	27(53)	28(52)	26(50)
香川	3(20)	3(20)	3(20)	5(28)	6(29)	9(35)	10(36)	13(42)	15(42)	18(43)	18(42)	23(48)	25(50)	27(49)	37(54)	37(53)
愛媛	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	10(26)	11(30)
高知	-(-)	-(-)	4(14)	10(30)	7(21)	6(20)	9(27)	8(23)	12(31)	11(28)	12(29)	13(29)	14(28)	15(30)	13(27)	13(28)
福岡	1(4)	3(10)	2(6)	7(15)	8(16)	11(18)	9(13)	10(13)	11(13)	13(14)	16(16)	15(13)	15(12)	21(16)	14(11)	17(12)
佐賀	3(25)	3(23)	3(21)	3(19)	3(16)	3(15)	3(15)	3(14)	3(14)	3(14)	3(14)	3(14)	3(14)	3(12)	3(11)	-(-)
長崎	-(-)	-(-)	-(-)	1(10)	3(23)	4(25)	4(22)	4(21)	4(20)	5(25)	5(25)	5(25)	4(21)	5(25)	6(27)	7(26)
熊本	1(14)	1(13)	1(10)	1(9)	1(9)	2(18)	2(17)	2(15)	2(14)	2(13)	2(12)	2(12)	2(12)	3(15)	2(9)	4(15)
大分	7(35)	10(45)	9(43)	8(40)	8(40)	9(43)	12(57)	12(57)	12(57)	13(59)	15(63)	18(67)	13(52)	11(48)	18(60)	20(63)
宮崎	3(20)	3(20)	3(20)	4(24)	5(25)	5(24)	4(19)	4(20)	5(22)	6(23)	6(23)	6(25)	5(22)	6(25)	8(31)	8(31)
鹿児島	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	10(21)	12(23)	10(19)	15(23)
沖縄	1(4)	3(10)	8(21)	16(33)	20(36)	22(37)	25(41)	26(40)	29(40)	32(43)	33(44)	38(45)	39(44)	29(32)	44(40)	40(37)
50%以上県	-(-)	2(4.3)	4(8.5)	4(8.5)	6(12.8)	6(12.8)	8(17.0)	7(14.9)	8(17.0)	5(10.6)	5(10.6)	4(8.5)	9(19.1)	7(14.9)	7(14.9)	8(17.0)
20%未満県	14(29.8)	10(21.3)	9(19.1)	12(25.5)	12(25.5)	11(23.4)	10(21.3)	10(21.3)	9(19.1)	11(23.4)	10(21.3)	10(21.3)	14(29.8)	12(25.5)	11(23.4)	11(23.4)
一の県	16(34.0)	16(34.0)	11(23.4)	8(17.0)	10(21.3)	8(17.0)	8(17.0)	7(14.9)	7(14.9)	5(10.6)	5(10.6)	5(10.6)	4(8.5)	3(6.4)	3(6.4)	2(4.3)

注1) 『学校基本調査報告書』より作成(単位:級(%))。

2) 都道府県別は公立の内訳である(開級率は「高等部の重複障害学級数÷専攻科を除く高等部の学級数×100」で、都道府県別は少数第1位を四捨五入)。

3) 開級率の50%以上に網掛け(■), 20%未満(一%を除く)にアンダーライン(-)を付けた。

4) 「50%以上県」等の欄の単位は、都道府県(%)である。

2. 都道府県別の状況（表4、表5）

（1）重複障害学級の設置の推移（表4）

都道府県別の養護学校高等部における重複障害学級の学級数及び開級率の推移（1977～92年度）を表4に示した。この16年度間の推移を、最新の1992年度の開級率を基準に、I・開級率50%以上、II・50%未満～20%以上、III・20%未満（未開級を除く）、IV・未開級（－）の4グループに分けた。Iグループは重複障害学級開級率の高い順から広島県、大分県、富山県、石川県、香川県、神奈川県、徳島県、兵庫県の8県（17.0%）、IIグループは滋賀県、山口県、京都府、岡山県、長野県、福井県、和歌山県、埼玉県、沖縄県、新潟県、千葉県、秋田県、群馬県、宮崎県、奈良県、愛媛県、三重県、山梨県、高知県、東京都、大阪府、長崎県、鳥取県、島根県、鹿児島県、宮城県の26都府県（55.3%）、IIIグループは熊本県、静岡県、岩手県、岐阜県、福島県、青森県、北海道、福岡県、茨城県、栃木県、愛知県の11道県（23.4%）、IVグループは山形県、佐賀県の2県（4.3%）である。傾向として、首都圏、北陸、近畿、中・四国の一部で高く、北海道・東北、北関東、東海、九州の一部で低くなっている。

〔Iグループ（開級率50%以上）8県〕

広島県は、1980年度以来13回連続で開級率50%以上を続けており、1983年度以降は一貫して70%以上と全国一の開級率を達成している。石川県は、1978年度以降、1991年度を除く14回が50%以上となっている。兵庫県は、1979年度以降、1980年度と1991年度を除く12回が50%以上となっている。大分県は、1983年度以降、1990年度を除く9回が50%以上となっている。この4県は、ほぼ恒常的に開級率の高い県である。

神奈川県、徳島県、香川県の3県は、以前は低かったもののこの数年間連続して50%以上を達成するようになった県である。特に、神奈川県は、1977～80年度は未開級ないし一桁台の開級率であったが、1981年度以降急速に開級率を高めて今日に至っている。

富山県は、1992年度は50%を越えているが、ほぼ20%以上～50%未満を変動している県（IIグループ）である。

〔IIグループ（50%未満～20%以上）26都府県〕

京都府は、1978～87年度、1989～91年度の13回は50%以上となっているにもかかわらず、1991年度の115学級から92年度の87学級へと28学級も減級したために1992年度はIIグループに落ちている。

山梨県と和歌山県の2県は、一貫してIIグループに属している。近年、和歌山県は学級数を増やして開級率を40%台に上げている。

秋田県、群馬県、埼玉県、新潟県、福井県、宮崎県、沖縄県の7県は、未開級の年度はなかったもののかつては20%未満の年度があったが、この数年はIIグループに属している県である。

三重県は、12回も20%未満の年度があったが、1991年度の6学級を92年度には15学級と増やして開級率を20%台に上げている。

宮城県、千葉県、長野県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、高知県、長崎県の11県は、未開級の年度があった状態から重複障害学級を開設して20%以上になっている県である。

東京都、大阪府、愛媛県、鹿児島県の4都府県は、未開級を長らく続けた後に、開級率を上げてIIグループに入ったところである。東京都は、1983年度までの7回が未開級で、首都圏の中では埼玉県、千葉県、神奈川県に比して重複障害学級の開設が遅れており、開級率も20%台と低い。大阪府は、1991年度まで連続して未開級ないし一桁台の開級率であったが、1992年度に突如として学級

を増設し始めて開級率を上げている4)。愛媛県は、1990年度まで14回連続で未開級であったが、1991年度より重複障害学級を開設して20%台の開級率となっている。鹿児島県は、1988年度まで12回連続して未開級であったが、1989年度から重複障害学級を開設して20%台の開級率となっている。

[IIIグループ (20%未満・未開級を除く) 11道県]

福岡県、熊本県の2県は、16年間一貫して未開級ではないものの20%未満で推移してきた県である。

北海道、茨城県、栃木県、岐阜県、愛知県の5道県は、16年間一貫して未開級ないし20%未満で推移してきたところである。この内、北海道は1977～86年度の10回連続で未開級、岐阜県は1977～85年度の9回連続で未開級、茨城県は1977～83年度の7回連続の未開級であった。栃木県は、開設してあった重複障害学級を1985～91年度の7回連続で廃級とし、1992年度に再度開級している。愛知県は、開級と廃級を繰り返しており、1978～85年度、1987～89年度、1991年度の計12回が廃級であった。

青森県、岩手県、福島県の東北3県は、重複障害学級数が2～5学級とほとんど変化しておらず、次第に開級率を低下させて、この数年は20%未満となっている。

静岡県は、1991年度の15学級を翌92年度に10学級に減級したために、開級率が20%未満に落ちた県である。

[IVグループ (未開級・-) 2県]

山形県は、16年間連続して養護学校高等部に重複障害学級未開級の唯一の県であり、極めて特異な県である。

佐賀県は、1977年度以降一貫して重複障害学級3学級のまま推移し、次第に開級率を下げているが、1992年度はついに未開級県となった。

(2) 重複障害学級の設置状況と進学率

[重複障害学級の開級率と養護学校中学部卒業者の進学率のクロス] (表5)

重複障害学級の設置状況は重複障害児の進学を規定する。そこで、重複障害学級の開級率と養護学校中学部卒業者の進学率とをクロスしてみた(表5)。1992年度における養護学校高等部の重複障害学級の開級率を基づいて既に分類済みのI・開級率50%以上、II・50%未満～20%以上、III・20%未満(未開級を除く)、IV・未開級(-)の4グループ別に、進学率に関しても既述の4つのランク、すなわちAランク：100%以下～80%以上、Bランク：80%未満～全国平均値(75.3%)以上、Cランク：全国平均値未満～40%以上、Dランク：40%未満に分けて述べる。

Iグループの8県について、進学率がAランクは広島県(養護学校高等部の重複障害学級開級率79.4%・ベスト1位[受け皿指数1.95・ベスト2位]、養護学校中学部卒業者の進学率95.9%・ベスト5位：以下同様)、石川県(56.2%・ベスト4位[0.80]、94.6%)、香川県(52.9%・ベスト5位[0.95]、87.0%)、神奈川県(51.3%[1.54・ベスト4位]、90.1%)、徳島県(50.0%[0.87]、96.3%・ベスト4位)の5県と最も多かった。Bランクは、兵庫県(表4では少数点第1位を四捨五入したためにIグループに含めたのでそのままとする：49.8%[0.93]、79.8%)の1県のみである。Cランクは、大分県(62.5%・ベスト2位[0.54]、41.8%)、富山県(57.8%・ベスト3位[0.79]、70.8%)の2県である。重複障害学級の開級率が高いにもかかわらず進学率が低いのは、大分県(4/14校)・富山県(5/11校)ともに高等部設置校が少ないことによると推測される。特に、大分県は高等部設置校率がワースト2位であり、重複障害学級の開級率は高くても受け皿指数は低くなって

表5. 都道府県別の養護学校中学部及び中学校75条学級卒業者の進学率と諸指標 (1992年度)

項目	進学者 (進学率)		養護学校高等部の設置校数 (設置校率)			養護学校の重複障害学級数 (開級率)			
	中学校 75条学級	養護学校 中学部	養護学校 合計	精神薄弱校	肢体不自由校	病弱校	A 中学部 (1989年度)	B 高等部 (1992年度)	学級数B/A 受け皿指数
初出の表 内訳区分	国公立 私立	国公立 私立	表2-1, 2-2 国公立 私立	国公立 私立			公立	表4 公立	
計	5,673 (60.5)	5,434 (75.3)	512/786(65.1)	345 /498	85 /191	37 /97	5,254 (46.8)	1,640 (35.1)	0.67 (*印は開級 率がA<B)
北海道	330(67.2)	140(41.7)⑤	14/42(33.3)④	8/31	4/8	2/3	97(41.8)	18(12.6)	0.19
青森	53(57.6)	76(77.6)	9/15(60.0)	7/9	1/4	1/2	31(37.8)	5(12.8)	0.16
岩手	56(44.8)	73(50.0)	7/16(43.8)	5/10	1/2	1/4	33(33.3)⑤	3(14.3)	0.09
宮城	65(42.8)	93(75.0)	12/18(66.7)	11/14	1/2	-/2	54(50.0)	9(21.4)	0.17
秋田	20(45.5)	43(58.1)	6/11(54.5)	4/8	2/2	-/1	39(66.1)②	8(33.3)	0.21
山形	48(51.1)	25(36.8)②	4/8(50.0)	3/6	1/1	-/1	26(52.0)	-(-)①	-①
福島	35(23.8)①	58(37.4)③	7/19(36.8)	4/12	2/3	1/4	50(51.0)	4(13.8)	0.08
茨城	96(33.9)⑤	148(69.2)	15/18(83.3)	12/14	2/3	1/1	41(28.5)④	3(4.2)⑤	0.07⑤
栃木	58(27.8)③	58(50.4)	5/13(38.5)	4/9	1/2	-/2	51(50.5)	1(3.1)④	0.02④
群馬	90(53.6)	79(60.3)	7/18(38.9)	5/11	2/2	-/5	59(60.2)	14(33.3)	0.24
埼玉	246(57.5)	304(92.1)	29/31(93.5)③	22/22	6/6	1/3	99(41.1)	125(39.4)	1.26⑤
千葉	192(50.5)	338(95.5)	29/30(96.7)②	21/22	6/6	2/2	103(44.2)	85(35.4)	0.83
東京	597(81.3)⑤	489(93.5)	36/53(67.9)	24/35	12/13	-/5	126(37.3)	131(27.3)	1.04
神奈川	453(81.6)④	290(90.1)	24/35(68.6)	18/20	6/12	-/3	151(57.9)	233(51.3)	1.54④
新潟	46(32.6)④	78(49.4)	8/20(40.0)	4/14	2/3	2/3	68(57.1)	15(37.5)	0.22
富山	45(63.4)	97(70.8)	5/11(45.5)	3/7	2/3	-/1	47(59.5)	37(57.8)③	0.79
石川	27(79.4)	105(94.6)	9/13(69.2)	6/7	2/3	1/3	51(64.6)④	41(56.2)④	0.80
福井	34(64.2)	46(85.2)	5/10(50.0)	4/6	1/2	-/2	24(55.8)	13(41.9)	0.54
山梨	57(80.3)	34(89.5)	5/6(83.3)	3/3	2/2	-/1	8(24.2)②	7(28.0)	0.88 *
長野	170(56.7)	129(83.2)	13/14(92.9)④	9/9	3/3	1/2	47(55.3)	31(44.3)	0.66
岐阜	110(45.3)	104(83.9)	8/12(66.7)	6/7	1/2	1/3	27(34.2)	10(14.1)	0.37
静岡	67(27.5)②	162(62.1)	13/18(72.2)	8/11	4/5	1/2	126(62.1)⑤	10(14.5)	0.08
愛知	247(46.1)	301(78.8)	20/20(100.0)①	13/13	6/6	1/1	86(37.7)	1(0.6)③	0.01③
三重	54(47.8)	86(80.4)	9/15(60.0)	4/6	4/8	1/1	30(46.9)	15(28.8)	0.50
滋賀	45(39.1)	73(89.0)	8/10(80.0)	6/6	1/1	1/3	32(50.8)	33(49.3)	1.03
京都	238(84.1)①	161(97.0)③	13/18(72.2)	6/6	5/8	2/4	83(60.1)	87(47.8)	1.05
大阪	570(77.4)	373(94.0)	24/33(72.7)	12/13	11/16	1/4	38(15.9)①	99(25.8)	2.61④*
兵庫	254(65.1)	202(79.8)	26/33(78.8)	14/18	11/14	1/1	124(59.6)	115(49.8)	0.93
奈良	88(82.2)③	66(100.0)①	7/9(77.8)	4/5	2/3	1/1	25(52.1)	21(30.4)	0.84
和歌山	149(73.4)	53(100.0)①	8/9(88.9)	6/7	1/1	1/1	16(34.8)	25(41.0)	1.56③*
鳥取	30(69.8)	42(77.8)	5/7(71.4)	4/4	1/1	-/2	8(26.7)③	4(25.0)	0.50
島根	25(46.3)	33(64.7)	6/8(75.0)	4/5	1/2	1/1	35(74.5)①	6(23.1)	0.17
岡山	92(47.9)	93(67.4)	8/10(80.0)	6/8	1/1	1/1	47(54.0)	35(46.1)	0.74
広島	172(71.7)	93(95.9)⑤	12/13(92.3)⑤	8/9	3/3	1/1	83(65.4)③	162(79.4)①	1.95②*
山口	70(82.4)②	65(65.7)	8/11(72.7)	7/8	1/2	-/1	36(45.6)	36(48.6)	1.00 *
徳島	30(63.8)	52(96.3)④	7/8(87.5)	4/4	2/2	1/2	30(54.5)	26(50.0)	0.87
香川	52(61.9)	87(87.0)	7/8(87.5)	5/6	1/1	1/1	39(58.2)	37(52.9)⑥	0.95
愛媛	53(51.5)	59(63.4)	3/14(21.4)①	2/11	1/2	-/1	26(35.6)	11(29.7)	0.42
高知	42(64.6)	55(87.3)	8/11(72.7)	6/7	1/3	1/1	18(39.1)	13(27.7)	0.72
福岡	165(70.8)	190(71.7)	22/30(73.3)	14/18	6/7	2/5	119(58.9)	17(12.2)	0.14
佐賀	27(40.3)	48(81.4)	4/5(80.0)	3/3	1/1	-/1	24(48.0)	-(-)①	-①
長崎	29(52.7)	33(33.0)①	5/15(33.3)④	3/9	1/4	1/2	28(38.9)	7(25.9)	0.25
熊本	48(41.7)	56(53.8)	7/15(46.7)	6/10	1/4	-/1	31(40.8)	4(14.8)	0.13
大分	71(71.7)	38(41.8)	4/14(28.6)②	2/11	1/2	1/1	37(41.6)	20(62.5)②	0.54 *
宮崎	32(41.0)	31(39.7)④	3/10(30.0)③	1/6	1/2	1/2	19(33.3)⑤	8(30.8)	0.42
鹿児島	107(65.6)	96(72.7)	8/14(57.1)	6/9	1/3	1/2	39(37.5)	15(22.7)	0.38
沖縄	88(76.5)	79(79.0)	10/15(66.7)	8/9	1/5	1/1	49(51.6)	40(37.0)	0.82

- 注1) 進学者(進学率)は「学校基本調査報告書」(1992年度版)より作成。80%以上に■、40%未満に-を付けた。
 2) 高等部設置校数(設置校率)は「特殊教育資料」(1992年度版)より作成。80%以上に■、40%未満に-を付けた。
 3) 重複障害学級数(開級率)は「学校基本調査報告書」(1989年度版・1992年度版)より作成。50%以上に■、20%未満に-を付けた。
 4) 百分率は全て少数第2位を四捨五入。各々のベスト5位(○数字)まで及びワースト5位(□数字)までを示した。
 5) 重複障害生徒の受け皿指数=高等部の重複障害学級数÷3年前の中学部の重複障害学級数。指数1.00以上に■を付けた。

いることに留意する必要がある。Dランクはなかった。

IIグループの26都府県について、Aランクは滋賀県(49.3% [1.03], 89.0%), 京都府(47.8% [1.05], 97.0%・ベスト3位), 長野県(44.3% [0.66], 83.2%), 福井県(41.9% [0.54], 85.2%), 和歌山県(41.0% [1.56・ベスト3位], 100%・ベスト1位), 埼玉県(39.4% [1.26・ベスト5位], 92.1%), 千葉県(35.4% [0.83], 95.5%), 奈良県(30.4% [0.84], 100%・ベスト1位), 三重県(28.8% [0.50], 80.4%), 山梨県(28.0% [0.88], 89.5%), 高知県(27.7% [0.72], 87.3%), 東京都(27.3% [1.04], 93.5%), 大阪府(25.8% [2.61・ベスト1位], 94.0%)の13都府県と最も多かった(なお、大阪府の受け皿指数ベスト1位は、この数年に急に重複障害学級を増設し始めたことによる疑似指数である)。これらの都府県は、重複障害学級の開級率の割に進学率の高いところであるが、逆にみれば重複障害学級が今少し増設されてもよいところとも言える。Bランクは沖縄県(37.0% [0.82], 79.0%), 鳥取県(25.0% [0.50], 77.8%)の2県である。沖縄県は、高等部は10/15校と3分の2の設置状況であるが精神薄弱校に関しては8/9校と設置状況がよい。鳥取県も精神薄弱校に関しては4/4校と設置状況がよいことが、進学率が比較的高いことに関連していよう。Cランクは山口県(48.6% [1.00], 65.7%), 岡山県(46.1% [0.74], 67.4%), 新潟県(37.5% [0.22], 49.4%), 秋田県(33.3% [0.21], 58.1%), 群馬県(33.3% [0.24], 60.3%), 愛媛県(29.7% [0.42], 63.4%), 島根県(23.1% [0.17], 64.7%), 鹿児島県(22.7% [0.38], 72.7%), 宮城県(21.4% [0.17], 75.0%)の9県である。Dランクは宮崎県(30.8% [0.42], 39.7%・ワースト4位), 長崎県(25.9% [0.25], 33.0%・ワースト1位)の2県である。宮崎県・長崎県ともに高等部が養護学校の約3分の1(宮崎県・3/10校, 長崎県5/15校)にしか設置されておらず、加えて重複障害学級数も少ないという悪条件となっている。

IIIグループの11道県について、Aランクは岐阜県(14.1% [0.37], 83.9%)である。岐阜県は、高等部の設置校率が比較的高い(8/12校, 精神薄弱校は6/7校)のために進学率が高いと推測される。Bランクは青森県(12.8% [0.16], 77.6%), 愛知県(0.6%・ワースト3位 [0.08・ワースト3位], 78.8%)の2県である。愛知県は、高等部設置校率が100%であるにもかかわらず重複障害学級が極めて少数しか開級されていないために、Bランクの進学率になっていると推測される。Cランクは熊本県(14.8% [0.13], 53.8%), 静岡県(14.5% [0.08], 62.1%), 岩手県(14.3% [0.09], 50.0%), 北海道(12.6% [0.19], 41.7%・ワースト5位), 福岡県(12.2% [0.14], 71.7%), 茨城県(4.2%・ワースト5位 [0.07・ワースト5位], 69.2%), 栃木県(3.1%・ワースト4位 [0.02・ワースト4位], 50.4%)の7道県と最も多かった。Dランクは福島県(13.8% [0.08], 37.4%・ワースト3位)である。福島県は、高等部が養護学校の3分の1強(7/19校)にしか設置されておらず、加えて重複障害学級数も少ないという悪条件となっている。

IVグループの2県について、佐賀県(―%・ワースト1位 [―・ワースト1位], 81.4%)がAランクである。佐賀県は、病弱養護学校の1校を除いて全て(4/5校)の養護学校に高等部が設置されており、進学率が高くなっていると推測される。B及びCランクはない。Dランクは、山形県(―%・ワースト1位 [―・ワースト1位], 36.8%・ワースト2位)である。山形県は、高等部が養護学校の半数(4/8校)にしか設置されておらず、加えて重複障害学級も開級されていないという悪条件となっている。

重複障害学級の開級数が少なく進学率が低いところは、重複障害学級の開級数が進学そのものを規定しており、重複障害学級の開級数が少なく進学率の高いところは、重複障害生徒の高等部教育の内容(進学の内容)を制約するものになっていることが予測される。

[高等部における訪問教育]

養護学校教育の一形態としての訪問教育は、学校教育法には根拠を持ち小・中学部では全国的に制度化されているものの、高等部に関しては国としての制度化が遅れている。しかし、都道府県レベルで実施することは法的にも認められている。重複障害の生徒、とりわけ訪問教育生の後期中等教育への進学を保障するために、高等部における訪問教育の制度化が急がれよう。

この点に関して、広島県では、1982年度から県独自に養護学校高等部の訪問教育を制度化している。他に、訪問教育籍から全日教育籍に学籍を移して、実質的に訪問教育生の高等部進学を実現しているところもある（京都府など）。

要約

最後に、養護学校における高等部の整備に関する都道府県別の1992年度現在の課題を、1992年度の高部設置校率の高い順に要約する（表5）。

[①グループ：設置校率100%以下～80%以上：13県]

このグループは、愛知県のように高等部の皆設置を課題としている。

〈愛知〉高等部は皆設置であるものの、重複障害学級の開級率が一桁台であり、高等部への重複障害学級の増設が特に急がれる。

〈千葉〉高い進学率の割に重複障害学級の設置率が中程度であり、重複障害学級の増設が検討されてよい。

〈埼玉〉病弱養護学校に高等部をさらに増設する。また、高い進学率の割に重複障害学級の設置率が中程度であり、重複障害学級の増設が検討されてよい。

〈長野〉高等部の設置校率は高いが、高等部の重複障害学級の受け皿指数が低く出ている。高等部の全体定員を増やしつつ、重複障害学級を増設して受け皿指数を高めたい。

〈広島〉条件整備の水準は高い（養護学校高等部設置校率、高等部の重複障害学級開級率、受け皿指数の3点全てにおいて網掛け印であり、3拍子揃った唯一の県である）。残る精神薄弱校の1校に高等部を設置したい。

〈和歌山〉残る精神薄弱校の1校に高等部を設置したい。また、高い進学率の割に重複障害学級の設置率が中程度であり、重複障害学級の増設が検討されてよい。

〈徳島〉残る病弱校の1校に高等部を設置したい。

〈香川〉残る精神薄弱校の1校に高等部を設置したい。

〈茨城〉重複障害学級の開級率が一桁台であり、高等部への重複障害学級の増設が特に急がれる。

〈山梨〉病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設が急がれる。重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

〈滋賀〉残る病弱校の2校に高等部を設置したい。

〈岡山〉残る精神薄弱校の2校に高等部を設置したい。

〈佐賀〉病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設が急がれる。重複障害学級が未開級であり、高等部への重複障害学級の開級が特に急がれる。

[②グループ：設置校率80%未満～全国平均値（60.1%）以上：16都府県]

このグループは、いずれも設置校率が当面80%を越える高等部の増設が課題となっている。

〈兵庫〉市町村立の養護学校の多い県であるが、少なくとも県立養護学校の全てに高等部を設置したい。1993年度に養護学校高等部の受験者全員合格を実現しており、今後さらに進学率が上昇すると想定される。

〈奈良〉重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

〈島根〉重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる⁵⁾。

〈福岡〉重複障害学級の開級率が20%未満であり、高等部への重複障害学級の増設が急がれる。

〈大阪〉重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

〈山口〉病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設が急がれる。

〈高知〉重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

〈静岡〉重複障害学級の開級率が20%未満であり、高等部への重複障害学級の増設が急がれる。

〈京都〉重複障害学級の学級数(開級率)が1991~92年度に急減しており、心配される。

〈鳥取〉病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設が急がれる。重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

〈石川〉高等部での訪問教育の実施に向けて試行中の県である⁶⁾。

〈神奈川〉病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設が急がれる。また、肢体不自由校への高等部設置が6/12校と低く、肢体不自由校への高等部の増設が急がれる。

〈東京〉病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設が急がれる。重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

〈宮城〉病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設が急がれる。重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

〈岐阜〉重複障害学級の開級率が20%未満であり、高等部への重複障害学級の増設が急がれる。

〈沖縄〉特に肢体不自由校への高等部設置が1/5校と低く、肢体不自由校への高等部の増設が急がれる。

〔③グループ：設置校率全国平均値(60.1%)未満~40%以上：10県〕

このグループは、いずれも設置校率が全国平均以上の高等部の増設が課題となっている。

〈青森〉特に肢体不自由校への高等部設置が1/4校と低く、肢体不自由校への高等部の増設が急がれる。重複障害学級の開級率が20%未満であり、高等部への重複障害学級の増設が急がれる。

〈三重〉重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

〈鹿児島〉重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

〈秋田〉病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設が急がれる。重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

る。

〈山形〉 病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設が急がれる。重複障害学級が未開設であり、高等部への重複障害学級の開級が特に急がれる。

〈福井〉 病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設が急がれる。

〈熊本〉 病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設が急がれる。また、全体的に設置校率は低いが中でも肢体不自由校への高等部設置が1/4校と低く、肢体不自由校への高等部の増設が急がれる。重複障害学級の開級率が20%未満であり、高等部への重複障害学級の増設が急がれる。

〈富山〉 病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設が急がれる。

〈岩手〉 重複障害学級の開級率が20%未満であり、高等部への重複障害学級の増設が急がれる。

〈新潟〉 高等部の設置校率がようやく40%であり、③グループにあるとは言え、養護学校への高等部の増設が急がれる

〔④グループ：設置校率40%未満：8道県〕

このグループは、いずれも設置校率が当面40%を越えて全国平均値に近づく高等部の増設が課題となっている。

〈群馬〉 高等部の設置校率が40%未満であり、養護学校への高等部の増設が急がれる（病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設を含む）。重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

〈栃木〉 高等部の設置校率が40%未満であり、養護学校への高等部の増設が急がれる（病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設を含む）。また、重複障害学級の開級率が一桁台であり、高等部への重複障害学級の増設が特に急がれる。

〈福島〉 高等部の設置校率が40%未満であり、養護学校への高等部の増設が急がれる。また、重複障害学級の開級率が20%未満であり、高等部への重複障害学級の増設が急がれる。

〈北海道〉 高等部の設置校率が40%未満であり、養護学校への高等部の増設が急がれる。高等部単独校だけでなく、小・中学部に併設する高等部の増設も必要であろう。重複障害学級の開級率が20%未満であり、高等部への重複障害学級の増設が急がれる。

〈長崎〉 高等部の設置校率が40%未満であり、養護学校への高等部の増設が急がれる。重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

〈宮崎〉 高等部の設置校率が40%未満であり、養護学校への高等部の増設が急がれる。1977～92年度間に高等部の増設は全くなく、特に増設が求められる。重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

〈大分〉 高等部の設置校率が40%未満であり、養護学校への高等部の増設が急がれる。1977～92年度間に高等部の増設は全くなく、特に増設が求められる（94年度に高等部1校増設の予定）。

〈愛媛〉 高等部の設置校率が40%未満であり、養護学校への高等部の増設が急がれる（病弱養護学校の高等部が未開設であり、病弱養護学校への高等部の開設を含む）。1977～92年度間に高等部の増設は全くなく、特に増設が求められる。重複障害学級の開級率が20%以上であるものの全国平均値未満であり、重複障害学級の増設が待たれる。

〈註〉

- 1) 学校教育法の成立過程における養護学校高等部の位置づけについては、田中良三「わが国における養護学校高等部(精神薄弱)教育の成立・展開過程」『障害者問題研究』第43号(1985)に詳しい。
- 2) この経緯については、前掲・田中論文の他に、藤島岳「精神薄弱児を対象とする養護学校高等部考—その1. 発足とその経緯—」『東洋大学文学部紀要(教育学科・教職課程編IX)』第37集(1983), 同「精神薄弱児を対象とする養護学校高等部考—その2. 高等部の存在意味①—」『東洋大学文学部紀要(教育学科・教職課程編X)』第38集(1984)などを参照のこと。
- 3) 前掲・田中論文は、「学校教育法制定後、10年を経た1957年(昭和32年)4月、わが国の養護学校ではじめて、東京都立青鳥養護学校に高等部が設置認可された」としているが、『学校基本調査報告書』1953～58年度版で、北海道の私立養護学校に高等部の存在が示されている。この点に関して、大久保哲夫「精神遅滞者への後期中等教育の保障」『柳川光章教授退官記念論文集 障害児学への道 奈良教育大学障害児研究室, 1988年(「東京都立青鳥中学校が養護学校に改称され、同時にわが国最初の高等部が設置された」12頁), 山口薫・金子健『特殊教育の展望—21世紀に向けて』日本文化科学社, 1993年(「精神薄弱養護学校の高等部が最初に設置されたのは、1957(昭和32)年、東京都立青鳥養護学校であった」161頁)も同様の誤りを犯している。島村恒三「北海道」『日本の精神薄弱教育—戦後30年—第4巻 地域史I・東日本』(日本文化科学社, 1979年)によれば、「教護施設であった札幌報恩学園が精神薄弱児の施設に切り替えられると同時に、全国や本道の公立にさきがけ、私立養護学校の認可も受け、指導・訓練の一貫性をはかり、教育効果を上げていた」とあり、札幌報恩学園と推定される。なお、『学校基本調査報告書』によるとこの学校は1950(昭和25)年度から認可されており、戦後において精神薄弱養護学校としては最初に認可を受けた学校となろう(4年目に高等部を開設したことになる)。この点に関する史的研究は、今後の課題としたい。
- 4) 大阪府において養護学校に重複障害学級を増設することになった経緯については、斎藤浩「重複障害学級編制の法的検討と法的改善運動」『障害者問題研究』第73号(1993)に詳しい。
- 5) 島根県では、1993年度に策定した島根県障害者対策ダイヤモンドプランに基づいて、1994年度より計画的に養護学校高等部への重複障害学級の整備を進める計画である(島根県教育庁学事課「県立養護学校高等部(重複障害学級)の整備について」1993年10月21日付文書)。
- 6) 石川県の肥田保久教育長は、学籍のない形で1991年度より試行してきた訪問教育生への高等部教育の保障について、学籍付与の方向で文部省と協議する方針を県議会答弁の中で明らかにした(『北国新聞』『北陸中日新聞』1993年10月1日付)。

(1993年8月31日受理)

Summary

However upper secondary education is not compulsory in Japan, most children advance to upper secondary schools. The percentage of children going on to upper secondary schools in 1992 was 95.9(the graduates of junior high schools), 95.4(those of lower secondary departments of schools for the blind) and 98.7(those of lower secondary departments of schools for the deaf). But it was only 60.5(the graduates of special classes in junior high schools) and 75.3(those of lower secondary departments of special schools for the mentally, physically and healthily handicapped), since there were not any special classes in senior high schools and the extension of upper secondary departments of special schools was not good enough for the rapid increase of their needs of entrance.

This paper shows not only the promotion of establishment of upper secondary departments and special classes for the multiple handicapped in special schools during these 15 years but also the difference of opportunity of upper secondary special education among 47 prefectures.

